

# 企業立地について お問い合わせ・ご相談は

ご遠慮なく下記機関にお問い合わせください。

## 鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
TEL.099-286-2985 FAX.099-286-5578  
E-mail rittis@pref.kagoshima.lg.jp

## 鹿児島県 東京事務所 企業誘致課

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3  
都道府県会館12階  
TEL.03-5212-9062 FAX.03-5212-9063  
E-mail kigyuu@pref.kagoshima.lg.jp

## 鹿児島県 大阪事務所 企業誘致課

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目3-1-900  
大阪駅前第1ビル9階11号  
TEL.06-6341-5618 FAX.06-6341-7210  
E-mail o-kigyuu@pref.kagoshima.lg.jp

## (名古屋市駐在)

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目20-20  
名駅ビル1階  
TEL.052-564-3577 FAX.052-564-3577  
E-mail o-nagoya@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県の企業立地（企業誘致）情報は、  
インターネットのホームページでもご覧いただけます。

鹿児島県 企業立地

検索

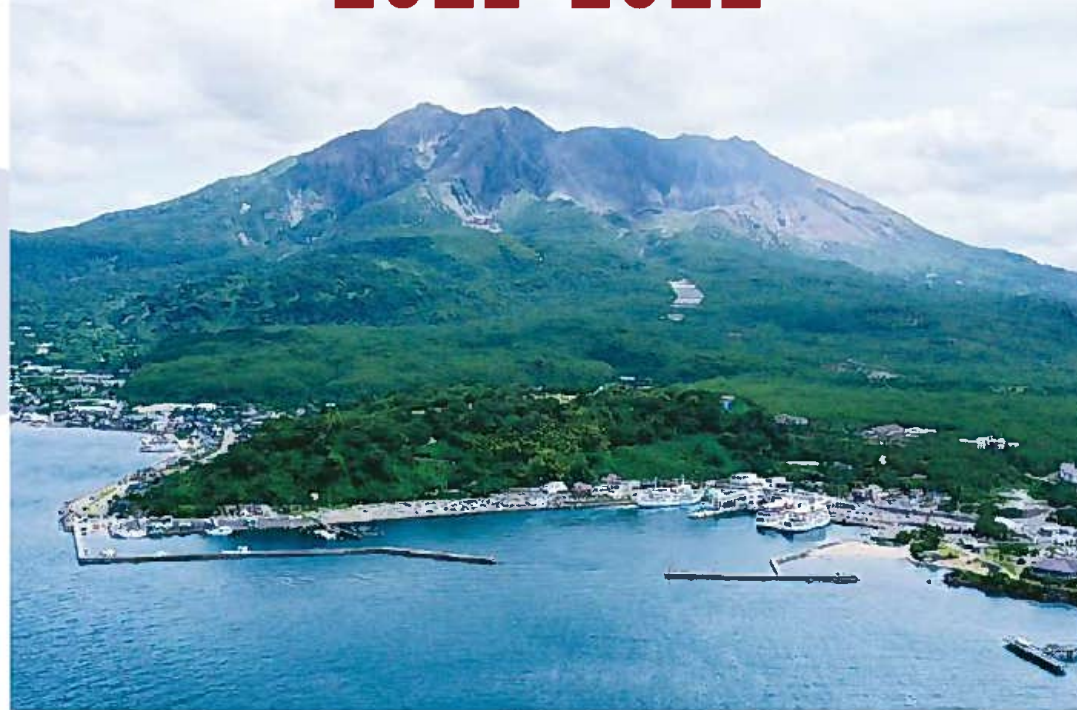


2021年11月発行



Kagoshima  
Prefecture  
Support for business

# 鹿児島県の 企業立地優遇制度 2021-2022



# CONTENTS

## 県の制度

- 1 補助金 ..... 1
- 2 融資 ..... 3
- 3 土地利用の支援措置 ..... 4
- 4 税の減免等の措置 ..... 4

## 国等の制度

- 1 助成金 ..... 5
- 2 税の減免等の措置 ..... 5
- 3 融資 ..... 6

## 市町村毎の制度

- 1 補助金・奨励金・税の減免等の措置 ..... 8
- 2 税の減免等の措置 ..... 26
- 3 緑地面積率等の緩和 ..... 27

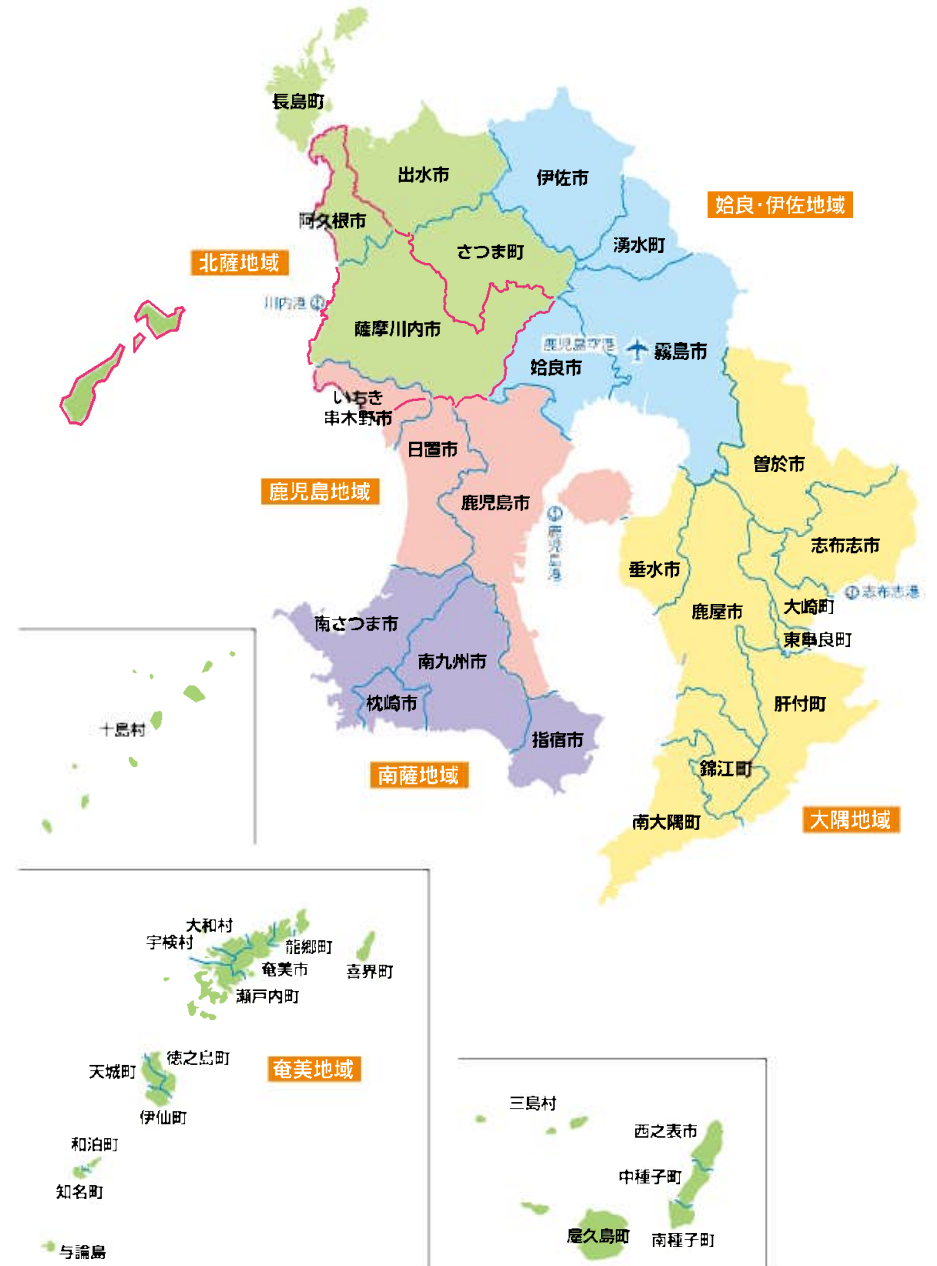
■ 各種法令の地域指定の状況 ..... 28

■ 県内市町村位置図 ..... 29



## ■ 県内市町村位置図

□ : 原子力発電施設等立地地域





# 県の制度

## 1 補助金

### 工場の新・増設の負担を減らしたい (鹿児島県企業立地促進補助金)

最高10億円

事業所の設置に必要な費用の一部を補助します。

対象業種	対象施設	適用要件 <sup>(注1)</sup>		補助額の算定方法	限度額 <sup>(注4)</sup>
		設備投資額 <sup>(注2)</sup>	新規雇用者数		
製造業 <sup>(注2)</sup>	工場・倉庫	—	11人以上	設備投資額×2/100 +30万円×新規雇用者数	6千万円
研究開発施設	研究開発施設		6人以上 3人以上(僻地地域)	設備投資額×6/100 +30万円×新規雇用者数	
ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業	事業所		<増設> 6人以上 3人以上(僻地地域)	設備投資額×2/100 +30万円×新規雇用者数	
			<新設> 5人以上 3人以上(僻地地域)	設備投資額×10/100 +30万円×新規雇用者数 賃借料×50/100(3年間) 通信回線使用料×50/100 (3年間)	
製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 研究開発施設 流通業等	工場・倉庫・事業所	10億円以上	30人以上	設備投資額×6/100	製造業 10億円 その他 5億円
研究開発施設	研究開発施設			設備投資額×10/100	
ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 研究開発施設 流通業等	特定業務施設 <sup>(注5)</sup> ※県外からの特定業務施設の移転に限る	—	2人以上 ※大企業は 5人以上	設備投資額×2/100 +30万円×新規雇用者数 +移転経費×50/100 +賃借料×50/100	6千万円

- 注1) 用地等取得後3年以内の操業開始が要件となります。(ただし、製造業については、増設期間の制限はありません。)県立会による市町村との立地協定が必要です。
- 注2) 流通業・鹿児島臨空団地に立地する「貨物運送業」「倉庫業」「梱包業」「卸売業」を対象とします。適用期間については、お問い合わせください。
- 注3) 設備投資額は、用地取得費を除きます。
- 注4) 補助金の額が2億円を超える場合は、単年度2億円以内で分割して交付します。
- 注5) 特定業務施設(事務所(複数の事業所に対する業務または全社的な業務を行うもの)、研究所(事業者による研究開発において重要な役割を担うもの)または研修所(事業者による人材育成において重要な役割を担うもの)のいずれかに該当する施設)

### 工場等を増設したい (鹿児島県生産設備投資促進補助金)

最高3億円

施設・設備の増設及び設備の更新に必要な費用の一部を補助します。

対象業種	適用要件 <sup>(注1)</sup>	補助額の算定方法	限度額 <sup>(注4)</sup>
製造業	設備投資額 <sup>(注2)</sup> : 3億円以上 雇用維持 生産性向上	設備投資額 <sup>(注3)</sup> ×2/100 +移転経費×1/2	3億円

- 注1) 進出企業(県外に本社又は親会社がある企業)が対象です。県立会による市町村との立地協定が必要です。
- 注2) 要件に係る設備投資額には、県外からの移転設備に係る残存価格を含みます。
- 注3) 設備投資額は用地取得費を除きます。更新は設備投資額から既存設備の価格を差し引きます。
- 注4) 補助金の額が2億円を超える場合は、単年度2億円以内で分割して交付します。

### シリカ除去施設や特別高圧電力配電線施設を整備したい(鹿児島県特定工場施設等整備費補助金)

最高5千万円

- ① 地下水に含まれているシリカの除去施設の設置費用を補助します。
- ② 特別高圧電力配電線施設を設置する際の電力会社への負担額の半額を補助します。

補助対象	対象区分	補助金額	限度額	適用要件	
				新規雇用者	その他
①工業用水特別処理施設	シリカ除去施設(新設)	設置経費相当額	5千万円	21人以上	・用地取得後3年以内の操業開始(増設工場除く)
	シリカ除去施設(増設)	増設費用相当額に新規雇用者増加割合を乗じた額の1/2以内	2千5百万円	51人以上	
②特別高圧電力配電線施設(22kV以上)	工場新設に伴う特別高圧電力配電線施設	電力会社への負担額の1/2以内	5千万円	21人以上	・工場適地、産業導入地区、工業団地等に立地

- 注1) 県立会による市町村との立地協定が必要です。
- 注2) 用地取得後3年以内の操業開始が要件です。

## 電気料金を抑えたい（原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金）

原子力発電所のある薩摩川内市等に立地すると、支払った電気料金に対して給付金が受けられます。

対象地域	薩摩川内市、阿久根市、いちき串木野市（旧串木野市のみ）															
交付要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 企業立地（新・増設）に伴い電力契約の新規契約・追加契約をしていること。</li> <li>2 雇用人数（雇用保険の一般被保険者）が3人以上増加すること。</li> <li>3 投資額（特別加算を受ける場合）が下記の額以上あること。 薩摩川内市：新設500万円（増設250万円）、阿久根市、いちき串木野市：新設1,000万円（増設500万円）</li> <li>4 製造業及び自治体で支援制度を整備している特定業種に限られる。</li> </ol>															
交付期間	初回申請より原則として8年を超えない期間（募集は年2回）															
算定例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：薩摩川内市（旧川内市）</li> <li>・業種：製造業</li> <li>・契約電力：1,000kW</li> <li>・電気料金：20,000,000円/半年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定単価：1,360円</li> <li>・交付金単価：250円</li> <li>・雇用増加数：50人</li> </ul>														
	<p>※ 算定交付額と交付限度額（支払電気料金、算定電気料金）との比較を行い、最も低い金額を交付</p> <p>○算定交付額 <math>(1,000kW \times (1,360円 - 250円) \times 6月) + (50人 \times 300,000円) = 21,600,000円</math></p> <p>○算定電気料金 <math>1,000kW \times (1,360円 \times 2 - 250円) \times 6月 = 14,820,000円</math></p> <p>○支払電気料金 <math>20,000,000円 \times 1 - (1,000kW \times 250円 \times 6月) = 18,500,000円</math></p> <p>◎補助金交付額（6か月分）14,820,000円</p>															
交付限度額の算定方法	<p>(1)、(2)、(3)のうち最も小さい額が交付額となります。</p> <p><b>(1) 算定交付額 = 契約電力分 (ア) + 特別加算分 (イ)</b></p> <p>(ア) 契約電力分  <math>契約電力 \times (算定単価 - 交付金単価) \times 月数</math></p> <p>(イ) 特別加算分（対象：製造業及び自治体で支援制度を整備している特定業種のみ）            増加した雇用人数 <math>\times</math> 30万円（阿久根市、いちき串木野市は15万円）</p> <p><b>(2) 算定電気料金</b>  <math>契約電力 \times (算定単価 \times 係数1 - 交付金単価) \times 月数</math></p> <p><b>(3) 支払電気料金</b>  <math>支払電気料金 \times 係数2 - (契約電力 \times 交付金単価 \times 月数)</math></p>															
	<p>○契約電力（表1） 半年間の契約電力の月平均と表1の上限のうちいずれか低い数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用増加者数</th> <th>上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人以上20人未満</td> <td>1,500kW</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>2,500kW</td> </tr> </tbody> </table>		雇用増加者数	上限	3人以上20人未満	1,500kW	20人以上	2,500kW								
	雇用増加者数	上限														
	3人以上20人未満	1,500kW														
	20人以上	2,500kW														
	<p>○算定単価（表2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>半年間の支払電気料金 1月当たりの平均契約電力 <math>\times</math> 支払月数</th> <th>算定単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500円未満</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>1,500円以上1,600円未満</td> <td>640円</td> </tr> <tr> <td>1,600円以上1,700円未満</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>1,700円以上1,800円未満</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>1,800円以上1,900円未満</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>以降100円刻み</td> <td>40円ずつ加算</td> </tr> </tbody> </table>		半年間の支払電気料金 1月当たりの平均契約電力 $\times$ 支払月数	算定単価	1,500円未満	600円	1,500円以上1,600円未満	640円	1,600円以上1,700円未満	680円	1,700円以上1,800円未満	720円	1,800円以上1,900円未満	760円	以降100円刻み	40円ずつ加算
	半年間の支払電気料金 1月当たりの平均契約電力 $\times$ 支払月数	算定単価														
	1,500円未満	600円														
	1,500円以上1,600円未満	640円														
	1,600円以上1,700円未満	680円														
1,700円以上1,800円未満	720円															
1,800円以上1,900円未満	760円															
以降100円刻み	40円ずつ加算															
<p>○交付金単価（表3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>交付金単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薩摩川内市（旧川内市のみ）</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市（三川内市、旧入来町、旧祁答院町を除く）</td> <td>187円</td> </tr> <tr> <td>阿久根市、いちき串木野市、薩摩川内市（旧入来町、旧祁答院町のみ）</td> <td>125円</td> </tr> </tbody> </table>		対象地域	交付金単価	薩摩川内市（旧川内市のみ）	250円	薩摩川内市（三川内市、旧入来町、旧祁答院町を除く）	187円	阿久根市、いちき串木野市、薩摩川内市（旧入来町、旧祁答院町のみ）	125円							
対象地域	交付金単価															
薩摩川内市（旧川内市のみ）	250円															
薩摩川内市（三川内市、旧入来町、旧祁答院町を除く）	187円															
阿久根市、いちき串木野市、薩摩川内市（旧入来町、旧祁答院町のみ）	125円															
<p>○係数（表4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町区分</th> <th>係数1</th> <th>係数2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>2.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>阿久根市、いちき串木野市</td> <td>1.5</td> <td>0.75</td> </tr> </tbody> </table>		市町区分	係数1	係数2	薩摩川内市	2.0	1.0	阿久根市、いちき串木野市	1.5	0.75						
市町区分	係数1	係数2														
薩摩川内市	2.0	1.0														
阿久根市、いちき串木野市	1.5	0.75														
<p><b>原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金の対象地域</b></p> 																
<p>薩摩川内市、阿久根市、いちき串木野市</p>																

### 電気料金を抑えたい（電源立地地域対策交付金（原子力立地給付金））

原子力発電施設のある薩摩川内市等に居住する住民や企業等に対して、電力（電灯）契約に応じて給付金が交付されます。

対象業種	対象地域	住民：電灯需要家契約口数 1口当たりの交付金額（年額）	企業等：電力需要家契約kW数 1kW当たりの交付金額（年額）
製造業	薩摩川内市（旧川内市）	6,000円×契約口数	1,500円×契約kW
	薩摩川内市（旧通陽町、旧東郷町、旧瓶ヶ4村）	4,500円×契約口数	1,116円×契約kW
	薩摩川内市（旧入来町、旧祁谷院町）	3,000円×契約口数	744円×契約kW
	阿久振市、いちき串木野市（旧串木野市）		

### 設備投資時の利子を圧縮したい（発電用施設周辺地域生産設備投資促進補助金）

生産設備投資のための借入金について、支払利子のうち1%相当分を補助します。

対象業種	適用要件	補助額の算定方法	限度額
製造業	設備投資額 <sup>(注1)</sup> ：5百万円以上 借入額 <sup>(注2)</sup> ：5百万円以上5千万円以下 生産性向上	支払利子のうち 利率1%相当額（上限） ×7年間（最長）	50万円/年

※ 対象地域：種子・原久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域  
注1）設備投資額は用地取得費を除きます。  
注2）対象となる借入は、設備投資のための金融機関からの借入に限ります。

### 災害時でも事業継続したい（発電用施設周辺地域立地企業BCP対策事業）

最高1千万円

BCP（事業継続計画）等に基づく防災対策（感染症対策を含む）関連事業に必要な経費の一部を補助します。

対象業種	適用要件 <sup>(注1)</sup>	補助額の算定方法	限度額
製造業	防災対策関連事業に要する測量設計費、工事費、備品購入費及び附帯工事費	補助対象経費の1/2	1千万円

※ 対象地域：種子・原久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域  
注1）BCP等（事業継続計画）を事前に策定する必要があります。  
BCP等（事業継続計画）は別に定める要件を満たす必要があります。

## 2 融 資

### 企業立地資金融資

最高5億円

事業所を設置する場合は、低利融資が受けられます。

対象業種	適用要件		融 資 額	利率・償還期間	限度額
	設備投資額	新規雇用者数			
製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット関連サービス業 研究開発施設 流通業 <sup>(注1)</sup>	特になし	3人以上	融資対象経費の90%以内 (一部地域は70%)	※いずれか選択できます。 ①1.6% <sup>(注3)</sup> 3年超 7年以内 (2年以内の据置期間含む) ②2.0% <sup>(注3)</sup> 7年超 10年以内 (2年以内の据置期間含む)	2億円 〔知事特認〕 5億円
流通業等	10億円以上	30人以上			

注1）流通業：鹿児島県空閑地に立地する「貨物運送業」「倉庫業」「コンビニ業」「卸売業」を対象とします。適用期間については、お問い合わせください。  
注2）融資対象経費は用地取得費を含みます。  
注3）利率は令和3年4月1日のものです。  
注4）県立会による市町村との立地協定が必要です。  
注5）取扱金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、農林中央金庫（本店及び大坂支店）、鹿児島中央信用金庫鹿児島支店



### 3 土地利用の支援措置

#### 用地購入費への補助

鹿児島臨空団地に立地する企業の用地購入費に対して補助します。

区 分	内 容
対 象 団 地	鹿児島臨空団地
分 譲 面 積	製造業：6,000㎡以上、流通業：2,000㎡以上
補 助 額	用地購入代金の1～3.5割相当額 製造業：3.5割 流通業：3.5割（分譲面積10,000㎡以上） 2割（分譲面積10,000㎡未満）

※ 流通業とは、「貨物運送業」「倉庫業」「コンパネ」「卸売業」です。  
※ 補助率や補助要件等詳細な条件についてはお問い合わせください。

#### 工業用地のリース制度

土地リース制度が活用できます。

区 分	内 容
対 象 団 地	鹿児島臨空団地、国分上野原テクノパーク
リ ー ス 料（年 額）	分譲代金×2%（企業立地資金融資の利率）+固定資産税等相当額
リ ー ス 期 間	10年以上50年未満（借地借家法に基づく非業用定期借地権）
保 証 金	リース料の3年分

### 4 税の減免等の措置

#### 条例に基づく県税の課税免除・不均一課税等（法人用）

製造業の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、県の条例等の規定に基づき、事業税、不動産取得税等について課税免除又は不均一課税（税率軽減）等の適用が受けられます。

種類	地域指定	措置の種類	適用対象業種			要件		
			製造業	情報サービス業等	その他	設備等の取得価格		
事業税 不動産取得税	過疎地域	課税免除	○	○ <sup>(16)</sup>	○ <sup>(110)</sup>	資本金等 5千万円以下の法人 5千万円超1億円以下の法人 1億円超の法人	500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	
	奄美群島地域 離島振興対策実施地域		○	○ <sup>(17)</sup>	○ <sup>(110)</sup>	資本金等 5千万円以下の法人 5千万円超1億円以下の法人 1億円超の法人	500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	
	半島振興対策実施地域 原子力発電施設等立地地域 地域再生法における地方活力向上地域	不均一課税	○	○ <sup>(17)</sup>	○ <sup>(110)</sup>	資本金等 1千万円以下の法人 1千万円超5千万円以下の法人 5千万円超の法人	500万円以上 <sup>(14)</sup> 1,000万円以上 <sup>(14)</sup> 2,000万円以上 <sup>(14)</sup>	
			○	○ <sup>(17)</sup>	○ <sup>(110)</sup>	500万円以上 <sup>(14)</sup>		
			○	○ <sup>(17)</sup>	○ <sup>(110)</sup>	2,700万円超 <sup>(14)</sup>		
	不動産取得税	地域未来投資促進法における促進区域	課税免除	○	○	○ <sup>(19)</sup>	1,900万円以上 資本金1億円超の法人は3,800万円以上 土地、建物の取得価格の合計が1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)	

注1) 大規模機械資産に係る固定資産税（県税分）も対象となります。  
 注2) 事業税の課税免除は3年間です。  
 注3) 複数の地域指定がなされている市町村は、基本的に有利な措置が適用されます。  
 注4) 地域内の市町村長が策定した過疎地域持続的発展市町村計画で指定した地区となっていることが要件です。  
 注5) 地域内の市町村長が一定の基準を満たす産業の振興に関する計画を作成し、関係大臣が指定した地区となっていることが要件です。  
 注6) 情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター  
 注7) ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター  
 注8) 道路貨物運送業、倉庫業、コンパネ、卸売業は雇用増が15人を超えることが要件です。  
 注9) 観光関連産業など  
 注10) 農林水産物等販売業  
 注11) 地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の知事認定を受けることが要件です。また、適用対象は、事務所・研究所・研修所の建物、建物付属施設、構築物、工場内の研究開発施設です。  
 注12) 県内全市町村が対象区域です。適用にあたっては「設備等の取得価格」以外の要件もありますので、鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注13) 移転型事業は課税免除、拡充型事業は不均一課税  
 注14) 補助金等を利用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象  
 注15) 過疎地域については、「取得等」とする。「取得等」とは、対象設備の取得又は製作若しくは建設（建設及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をいう。資本金の額等が5,000万円超である法人は新設、増設のみ。

# 国等の制度

## 1 助成金

### 地域雇用開発助成金

事業所の設置・整備に伴う費用及び雇い入れた支給対象者の人数に応じて、一定額が助成されます。

助成金の種類	要 件	支給対象	助成期間等	支給額
地域雇用 開発助成金  (地域雇用 開発コース)	雇用機会が特に不足している地域で、事業所の設置・整備を行い、ハローワークなどの紹介により地域求職者を雇い入れ、職場定着を図っている等の事業主	雇い入れた従業員が3人以上(創業の場合は2人以上)の場合にその人数と設備・整備に係る費用に応じて支給	最大3年間 (3回)	1回につき 48万円～960万円 ◆1回目の支給時に限り、中小企業事業主の場合は支給額の1/2を上乗せ支給。また、創業と認められる場合は、さらに支給額の1/2を第1回の支給時に上乗せ支給

※ 事業所の設置・設備を行う前に管轄の鹿児島労働局長に計画書を提出することなど細かい要件がございますので、くわしくは鹿児島労働局（電話 099-219-8713）にお問い合わせください。

## 2 税の減免等の措置

各特定地域内で減価償却資産を新增設する場合には、次のとおり特別償却することができます。

地域指定 <sup>(注1)</sup>	対象業種			設備等の取得価額 (要件)		特別償却の割合			
	製造業	情報サービス業等 <sup>(注3)</sup>	その他 <sup>(注4)</sup>			機械・装置	建物・附属設備		
過疎地域 <sup>(注7)(注8)</sup>	○			資本金等	5千万円以下の法人	500万円以上の取得等	割増償却 (5年間) 普通償却 限度額の 32/100	割増償却(5年間) 普通償却限度額の 48/100	
					5千万円超 1億円以下の法人	1,000万円以上の新增設 による取得等			
					1億円超の法人	2,000万円以上の新增設 による取得等			
500万円以上の取得等									
奄美群島地域 <sup>(注2)</sup>	○			資本金等	5,000万円以下の法人	500万円以上の取得等	割増償却 (5年間) 普通償却 限度額の 32/100	割増償却(5年間) 普通償却限度額の 48/100	
					5,000万円超 1億円以下の法人	1,000万円以上の 新增設による取得等			
					1億円超の法人	2,000万円以上の 新增設による取得等			
離島振興対策 実施地域 <sup>(注2)</sup>	○	○	○	資本金等	5,000万円以下の法人	500万円以上の取得等	割増償却 (5年間) 普通償却 限度額の 32/100	割増償却(5年間) 普通償却限度額の 48/100	
					5,000万円超の法人	500万円以上の 新增設による取得等			
					1,000万円以下の法人	500万円以上の取得等			
半島振興対策 実施地域 <sup>(注2)</sup>	○			資本金等	1,000万円超 5,000万円以下の法人	1,000万円以上の 取得等 <sup>(注9)</sup>	割増償却 (5年間) 普通償却 限度額の 32/100	※構築物も対象となります。	
					5,000万円超の法人	2,000万円以上の新增設 による取得等 <sup>(注9)</sup>			
					5,000万円以下の法人	500万円以上の取得等 <sup>(注9)</sup>			
地域再生法に おける地方活力 向上地域 <sup>(注4)</sup>		業種は問わない		資本金等	1億円以下の法人	1,000万円以上		移転型	拡充型
					1億円超の法人	2,000万円以上		特別償却 25%または 税額控除 7%	特別償却 15%または 税額控除 4%
地域未来投資 促進法におけ る促進区域	○	○	○ <sup>(注6)</sup>		2,000万円以上	特別償却 40%または 税額控除 4%	特別償却20% または税額控除 2%		

注1) 複数の地域指定がなされている市町村は有利な措置が適用されます。  
 注2) 地域内の市町村長が一定の基準を満たす産業の振興に関する計画を作成し、関係大臣が指定した地区となっていることが要件です。  
 注3) ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター  
 注4) 農林水産物等取産業  
 注5) 派出対象は事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物、工場内の研究開発施設です。  
 注6) 観光関連産業など  
 注7) 適用期間の始期は過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日  
 注8) 令和3年4月1日から注7までの期間の「取得等」については、旧法に基づく税制措置を適用  
 注9) 補助金等を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象



### 3 融 資

#### ふるさと融資（地域総合整備財団）

貸付対象費用から補助金を控除した額の45%以内を無利子で融資する制度です。

区 分	過疎地域等 <sup>(注1)</sup>			その他の地域				
	一般の地域	地域再生計画認定地域等	定住自立圏 連携中核都市圏 東日本大震災被災地域	一般の地域	地域再生計画認定地域等			
融 資 要 件	貸付対象経費 ・建物、機械設備の取得費等 ・試験研究開発に係る設備取得付随費等 (人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料)							
	貸付対象費用総額 1,000万円以上(用地取得費を除く。)							
	新規雇用者数 ・県が融資する場合 10人以上 ・市町村が融資する場合 1人以上 ・再生可能エネルギー電気事業の場合 1人以上 <sup>(注3)</sup>							
採業開始時期 用地取得等の契約締結後5年以内(用地取得等を貸付対象事業とする場合)								
融 資 内 容	貸付額 (概ね300万円以上)		貸付対象費用から補助金を控除した額の45%以内 <sup>(注4)</sup>		貸付対象費用から補助金を控除した額の35%以内			
	限 度 額	県が融資する場合	通常の施設	54億円	67.5億円	67.5億円	42億円	52.5億円
		複合施設 <sup>(注2)</sup>	81億円	101.2億円	101.2億円	83億円	78.7億円	
	市町村が融資する場合	通常の施設	13.5億円	16.8億円	16.8億円	10.5億円	13.1億円	
		複合施設 <sup>(注2)</sup>	20.2億円	25.3億円	25.3億円	15.7億円	19.6億円	
	貸付利率 無 利 子							
償還方法・期間 ・元金均等半年賦償還 ・15年以内(5年以内の据置期間を含む。)								

- 注1) 過疎地域等：過疎地域、みなし過疎地域(旧過疎地域に限る)、離島地域  
 注2) 複合施設：貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、工場と研究施設、スポーツ施設と研修・宿泊施設のように複数の施設を一体的に整備するもの。  
 注3) 地方公共団体が地域振興への観点から特に支援が必要と認められる場合に限ります。  
 注4) 定住自立圏及び連携中核都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置について、本財団は対象外。

#### 問い合わせ先

一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階

TEL 03-3263-5737 FAX 03-3263-5732 URL <https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

#### 低利融資制度（日本政策金融公庫）

地域再生法に基づき「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、県知事の認定を受ける、または地域未来投資促進法に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し、県知事の承認を受けると、日本政策金融公庫の低利融資制度（「地域活性化・雇用促進資金」）をご利用できます。

区 分	設備資金	長期運転資金
融 資 要 件	1. 地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方 2. 地域経済牽引事業の促進による地域の経済発展の基盤強化に既する法律に基づき県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方	
	1. 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 2. 承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金	
融 資 内 容	貸付限度額 7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	
	貸付利率 <sup>(注1)</sup> 2億7千万円まで 特別利率 (0.46%~0.90%) 2億7千万円超 基準利率 (1.11%~1.30%)	基準利率 (1.11%)
	貸付期間 20年以内	7年以内
	据置期間 2年以内	2年以内

注1) 令和3年7月1日現在の標準利率。実際の融資利率は借入条件等により異なります。

#### 問い合わせ先

日本政策金融公庫鹿児島支店 中小企業事業

〒892-0821 鹿児島市名山町1番26号

TEL 099-223-2221 URL <https://www.jfc.go.jp/>

※ 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」及び「地域経済牽引事業計画」については、県庁産業立地課（TEL 099-286-2985）までお問い合わせください。



## 奄美基金（独立行政法人奄美群島振興開発基金）

奄美群島内における雇用創出及び地方自治体の地域振興施策の実施等に即して行われる地域活性化に資する事業に必要な資金については、独立行政法人奄美群島振興開発基金の融資制度（「地域活性化・雇用促進資金」）をご利用いただけます。

区分		設備資金	運転資金
融資要件	貸付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>奄美群島内における立地及び高度化を図る事業</li> <li>奄美群島内への進出を図る事業</li> <li>地域施策等との関連性が認められ、雇用創出効果等地域経済・産業の活性化に資する事業</li> </ul>	
	資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業に要する施設設備の整備及び改善（設備資金）</li> <li>経営安定改善（運転資金）</li> </ul>	
	貸付の相手方	個人、法人、共同施行体、中小企業等協同組合	
融資内容	貸付限度額	1億円	
	貸付利率（注）	0.96%～2.25%	1.36%～2.36%
	貸付期間	20年以内	7年以内
	据置期間	2年以内	1年以内

注）貸付利率は令和3年4月1日現在のものです。適用される利率は利用者の状況により異なります。

### 問い合わせ先

独立行政法人奄美群島振興開発基金 業務課  
 〒894-0026 鹿児島県奄美市名瀬港町1番5号  
 TEL 0997-52-4511 FAX 0997-52-4514 URL <https://www.amami.go.jp/>

# 市町村毎の制度

## 1 補助金・奨励金・税の減免等の措置

市町村毎の制度

市町村名	種別	要件	内容																																															
鹿児島市	補助金	<p>■鹿児島市企業立地促進補助金</p> <p>(1) 製造業 ・工業地域等での立地 ① 新規雇用者が11人以上 ② 市内企業は6人以上（中小企業の場合は3人以上）で設備投資額が1億円以上 ③ 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上</p> <p>(2) 情報通信関係、デザイン・コンテンツ業、研究開発施設 ① 新規雇用者が6人以上（デザイン・コンテンツ業は3人以上） ② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上</p> <p>(3) コールセンター・事務処理センター ① 新規雇用者が30人以上。（中心市街地に立地する場合は11人以上） ※ コールセンターについては、受信業務を行うインバウンドコールセンター等を対象とします。</p> <p>(4) 本社機能 ① 新規雇用者が10人以上（中小企業は5人以上）</p> <p>(1)～(4)の共通要件 ・事業用の新たな用地等を取扱又は賃借した後3年以内に操業を開始すること ・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること</p> <p>※ 新規雇用者にはかこしま連携中核都市圏（鹿児島市、いちき串木野市、姶良市、日置市）の構成市民を含む。ただし、その半数以上は鹿児島市民であること</p>	<p>(1) 製造業 ①及び② 限度額 6,000万円 ・新規雇用者×50万円/人（障害者100万円） ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ③ 限度額 6億円 ・設備投資額×6% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%</p> <p>(2) 情報通信関係、デザイン・コンテンツ業、研究開発施設 ① 限度額 6,000万円 ・新規雇用者×50万円/人（障害者100万円） ・設備投資額×2% ・事業所改修費×50% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50%</p> <p>(3) コールセンター・事務処理センター ① 限度額 3億円 ・新規雇用者×50万円/人（障害者100万円） ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% ・通信回線使用料×50%</p> <p>(4) 本社機能 ① 限度額 3億円 ・新規雇用者×50万円/人（障害者100万円） ・設備投資額×4% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% ・転勤者引越手当×50% ・転勤者住宅手当×50%</p> <p>※ 新規雇用者補助は、非正規30万円・短時間15万円 ※ 設備投資額及び事業所改修費に係るものを除き全て3年間 ※ このほか、水源確保のための工事費、研修費、企業内託児所運営費等に対する補助もあり。</p>																																															
	税の減免等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定地区等<sup>[注1]</sup></th> <th>対象業種<sup>[注2]</sup></th> <th>設備等の取得価額（要件）<sup>[注3]</sup></th> <th>課税免除等</th> <th>課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県内</td> <td>特定市町村（旧長島町）</td> <td>製造業、農林水産関連業</td> <td>2,700万円超</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半島振興対策実施地域（旧長島町、旧松元町、旧都山町、旧長島町、東笠島地区）</td> <td>製造業、情報サービス業、農林水産物販売業、新産業</td> <td>500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)</td> <td>過半数：課税免除（3年間） 半島地域：不特一課税（3年間） 地産地消：課税免除（移転型）（3年間）</td> <td>事業所</td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地域活力向上地域（地産地消<sup>[注4]</sup>）</td> <td>業種は問わない</td> <td>1,000万円以上（資本金1万円超の法人は3,000万円以上）</td> <td>過半数：課税免除 半島地域：不特一課税 地産地消：課税免除（移転型）又は不特一課税（拡充型）</td> <td>不動産取得税</td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地域活力向上地域（促進区域）</td> <td>製造業、情報関連業、観光関連産業など</td> <td>同一業種 (農林水産関連業種は5,000万円超)</td> <td>課税免除 促進区域：課税免除</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県外</td> <td>特定市町村（旧長島町）</td> <td>別荘のとおろ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半島振興対策実施地域（旧長島町、旧松元町、旧都山町、旧長島町、東笠島地区）</td> <td>製造業、情報サービス業等、コールセンター、農林水産物販売業、新産業</td> <td>500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)</td> <td>不特一課税（3年間）</td> <td>固定資産税</td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地域活力向上地域（地産地消<sup>[注4]</sup>）</td> <td>業種は問わない</td> <td>1,000万円以上（資本金1万円超の法人は3,000万円以上）</td> <td>移転型：課税免除（3年間） 拡充型：不特一課税（3年間）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地域活力向上地域（促進区域）</td> <td>製造業、情報関連業、観光関連産業など</td> <td>同一業種 (農林水産関連業種は5,000万円超)</td> <td>課税免除（3年間）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定地区等 <sup>[注1]</sup>	対象業種 <sup>[注2]</sup>	設備等の取得価額（要件） <sup>[注3]</sup>	課税免除等	課税	県内	特定市町村（旧長島町）	製造業、農林水産関連業	2,700万円超			半島振興対策実施地域（旧長島町、旧松元町、旧都山町、旧長島町、東笠島地区）	製造業、情報サービス業、農林水産物販売業、新産業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	過半数：課税免除（3年間） 半島地域：不特一課税（3年間） 地産地消：課税免除（移転型）（3年間）	事業所	地域再生法における地域活力向上地域（地産地消 <sup>[注4]</sup> ）	業種は問わない	1,000万円以上（資本金1万円超の法人は3,000万円以上）	過半数：課税免除 半島地域：不特一課税 地産地消：課税免除（移転型）又は不特一課税（拡充型）	不動産取得税	地域再生法における地域活力向上地域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連産業など	同一業種 (農林水産関連業種は5,000万円超)	課税免除 促進区域：課税免除		県外	特定市町村（旧長島町）	別荘のとおろ				半島振興対策実施地域（旧長島町、旧松元町、旧都山町、旧長島町、東笠島地区）	製造業、情報サービス業等、コールセンター、農林水産物販売業、新産業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	不特一課税（3年間）	固定資産税	地域再生法における地域活力向上地域（地産地消 <sup>[注4]</sup> ）	業種は問わない	1,000万円以上（資本金1万円超の法人は3,000万円以上）	移転型：課税免除（3年間） 拡充型：不特一課税（3年間）		地域再生法における地域活力向上地域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連産業など	同一業種 (農林水産関連業種は5,000万円超)	課税免除（3年間）	
区分	指定地区等 <sup>[注1]</sup>	対象業種 <sup>[注2]</sup>	設備等の取得価額（要件） <sup>[注3]</sup>	課税免除等	課税																																													
県内	特定市町村（旧長島町）	製造業、農林水産関連業	2,700万円超																																															
	半島振興対策実施地域（旧長島町、旧松元町、旧都山町、旧長島町、東笠島地区）	製造業、情報サービス業、農林水産物販売業、新産業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	過半数：課税免除（3年間） 半島地域：不特一課税（3年間） 地産地消：課税免除（移転型）（3年間）	事業所																																													
	地域再生法における地域活力向上地域（地産地消 <sup>[注4]</sup> ）	業種は問わない	1,000万円以上（資本金1万円超の法人は3,000万円以上）	過半数：課税免除 半島地域：不特一課税 地産地消：課税免除（移転型）又は不特一課税（拡充型）	不動産取得税																																													
	地域再生法における地域活力向上地域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連産業など	同一業種 (農林水産関連業種は5,000万円超)	課税免除 促進区域：課税免除																																														
県外	特定市町村（旧長島町）	別荘のとおろ																																																
	半島振興対策実施地域（旧長島町、旧松元町、旧都山町、旧長島町、東笠島地区）	製造業、情報サービス業等、コールセンター、農林水産物販売業、新産業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	不特一課税（3年間）	固定資産税																																													
	地域再生法における地域活力向上地域（地産地消 <sup>[注4]</sup> ）	業種は問わない	1,000万円以上（資本金1万円超の法人は3,000万円以上）	移転型：課税免除（3年間） 拡充型：不特一課税（3年間）																																														
	地域再生法における地域活力向上地域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連産業など	同一業種 (農林水産関連業種は5,000万円超)	課税免除（3年間）																																														
鹿児島市	補助金	<p>■鹿児島市工場等立地促進補助金</p> <p>□業種等 製造業、流通業、情報通信業、研究開発施設 □その他 ・市と立地協定を締結すること。 ・用地取得後5年以内に操業を開始すること。（新設の場合） ・新たな工場等の設置に伴い、市内の既存の工場等の操業の停止、又は著しい操業能力の減少でないこと。（新設又は増設の場合）</p>																																																

注1) 各市町村の指定地区等については、P28「各種法令の地域指定の状況」をご覧ください。  
 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4（県）、P26（市町村説）をご覧ください。  
 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。



市町村名	種別	要件	内容					
鹿屋市	補助金	□雇用・賃金要件						
		区分	雇用増加数	用地取得面積				
				製造業・流通業	情報通信業・研究開発施設			
		新設(市外)	5人以上	2,000㎡以上 (本市の特性を生かした事業の場合1,000㎡以上)	200㎡以上 (本市の特性を生かした事業の場合100㎡以上)			
		新設(市内)	3人以上	1,000㎡以上	100㎡以上			
		増設	3人以上	-	-			
		移設	3人以上	-	-			
		□工場等用地取得費補助金		内容	上限額	投資区分		
		土地取得費×30%		1億円以内		新設・増設		
				雇用増加数	限度額			
3～9人	2,000万円以内							
10～19人	3,000万円以内							
20～49人	5,000万円以内							
50～99人	7,000万円以内							
100人以上		1億円以内						
□雇用促進補助金		内容	上限額	投資区分				
雇用増加数20万円/人 市民10万円/人(加算) 障がい者10万円/人(加算) 特定雇用者20万円/人(加算)		総額5,000万円以内		新設・増設・移設				
		□建物・機械設備補助金		投資区分				
		内容		上限額	新設・増設・移設			
		建物整備費：3～12% 機械整備費：3～12%		総額1億円以内				
区分		補助率	限度額					
雇用増加数	市内発注率							
3～9人	0～49%	3%	5,000万円以内					
	50～79%	5%						
	80%以上	10%						
10～19人	0～49%	3.5%	6,000万円以内					
	50～79%	5.5%						
	80%以上	10.5%						
20～49人	0～49%	4%	7,000万円以内					
	50～79%	6%						
	80%以上	11%						
50～99人	0～49%	4.5%	8,000万円以内					
	50～79%	6.5%						
	80%以上	11.5%						
100人以上	0～49%	5%	9,000万円以内					
	50～79%	7%						
	80%以上	12%						
□施設賃借料補助金(情報通信・研究開発施設)		内容	上限額					
建物等賃借料×50%		3,000万円以内(1,000万円×3年)						
□通信回線使用料補助金(情報通信・研究開発施設)		内容	上限額					
通信回線使用料×50%		3,000万円以内(1,000万円×3年)						
税の減免等	区分	指定地区等 <sup>(1)</sup>	対象業種 <sup>(2)</sup>	設備等の取得価額 <sup>(3)</sup>	課税免除等	適用		
	県税	半島振興対策実施地域(市内全域)		製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)等	1年一課税(3年要)	事業税	
		過疎地域(旧津北町 旧吾平町)		別送のとおり				
		地域再生法における地域活性化方向地域		問わない		1,000万円以上	不均一課税(3年要)	
		地域再生法における地域活性化方向地域		製造業・情報関連業・観光関連産業など	2億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)		課税免除(3年間)	不動産取得税
	市税	半島振興対策実施地域(市内全域)		製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下)等	1年一課税(3年要)		
		過疎地域(旧津北町 旧吾平町)		別送のとおり				
		地域再生法における地域活性化方向地域		問わない		1,000万円以上	不均一課税(3年要)	固定資産税
		地域再生法における地域活性化方向地域		製造業・情報関連業・観光関連産業など	2億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)		課税免除(3年間)	
		市内全域		製造業・ソフトウェア業・通商流通業・倉庫業・コンビニ業・卸売業	2,000万円超		課税免除(3年要)	

市町村名	種別	要件	内容																																					
梶 崎 市	補助金	<p>■ 梶崎市企業誘致促進補助金</p> <p>① 市との立地協定の締結                      ② 工場用地又は工業導入地区等への立地                      ③ 新規地元雇用者11人以上（業種により要綱に定める。）                      ④ 用地取得後3年以内に工場等の建設に着手                      ⑤ 新たな事業所の設置に伴い市内の既存の事業所の操業を停止し、又は市内の既存の事業所の操業能力を著しく減少させる場合でないこと</p> <p>【対象業種】                      製造業・道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業・ソフトウェア業・情報処理提供サービス業・インターネット附随サービス業・4年間大学・研究開発施設・総合保養地域整備法に基づく特定民間施設</p>	<p>・設備投資額の2/100（土地代を除く。）                      ・新規地元雇用者数×30万円</p> <p>上記の合計額 限度額 2,000万円                      （設備投資額が10億円以上であり、かつ、用地取得面積が1万㎡以上の場合には、4,000万円）</p>																																					
	税の減免等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定地区等<sup>(注1)</sup></th> <th>対象業種<sup>(注2)</sup></th> <th>設備等の取得価額（要件）<sup>(注3)</sup></th> <th>課税免除等</th> <th>償還</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原則</td> <td>過疎地域（市庁全域）</td> <td>製造業、農林水産物卸売業</td> <td>2,700万円超</td> <td>過疎地域：課税免除（3年間） 半島地域：不均一課税（3年間） 地活地域：不均一課税（3年間）</td> <td>事業減</td> </tr> <tr> <td>半島振興対策二地域（市庁全域）</td> <td>製造業、情報サービス業等、農林水産物卸売業</td> <td>500万円以上 （資本金等1,000万円以下の法人）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地域活性化向上地域（地活地域）<sup>(注4)</sup></td> <td>業種は問わない</td> <td>1,800万円以上（資本金1億円超の法人は3,800万円以上）</td> <td>過疎地域：課税免除 半島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税</td> <td>不動産取得減</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特例</td> <td>地域再生法促進法における促進区域（促進区域）</td> <td>製造業、情報サービス業、観光関連業など</td> <td>1,000万円超 （農林水産物卸売業は5,000万円超）</td> <td>不均一課税 促進区域：課税免除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過疎地域（市庁全域）</td> <td>別荘のとり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半島振興対策二地域（市庁全域）</td> <td>製造業、農林水産物卸売業、情報サービス業等</td> <td>500万円以上（個人又は資本金等1,000万円以下の法人） 1,000万円以上（資本金等1,000万円超3,000万円以下の法人） 2,000万円以上（資本金等6,000万円超の法人） 農林水産物卸売業及び情報サービス業等については500万円以上</td> <td>不均一課税又は奨励金（3年間）</td> <td>固定資産減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額（要件） <sup>(注3)</sup>	課税免除等	償還	原則	過疎地域（市庁全域）	製造業、農林水産物卸売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除（3年間） 半島地域：不均一課税（3年間） 地活地域：不均一課税（3年間）	事業減	半島振興対策二地域（市庁全域）	製造業、情報サービス業等、農林水産物卸売業	500万円以上 （資本金等1,000万円以下の法人）			地域再生法における地域活性化向上地域（地活地域） <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,800万円以上（資本金1億円超の法人は3,800万円以上）	過疎地域：課税免除 半島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税	不動産取得減	特例	地域再生法促進法における促進区域（促進区域）	製造業、情報サービス業、観光関連業など	1,000万円超 （農林水産物卸売業は5,000万円超）	不均一課税 促進区域：課税免除		過疎地域（市庁全域）	別荘のとり				半島振興対策二地域（市庁全域）	製造業、農林水産物卸売業、情報サービス業等	500万円以上（個人又は資本金等1,000万円以下の法人） 1,000万円以上（資本金等1,000万円超3,000万円以下の法人） 2,000万円以上（資本金等6,000万円超の法人） 農林水産物卸売業及び情報サービス業等については500万円以上	不均一課税又は奨励金（3年間）	固定資産減
区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額（要件） <sup>(注3)</sup>	課税免除等	償還																																			
原則	過疎地域（市庁全域）	製造業、農林水産物卸売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除（3年間） 半島地域：不均一課税（3年間） 地活地域：不均一課税（3年間）	事業減																																			
	半島振興対策二地域（市庁全域）	製造業、情報サービス業等、農林水産物卸売業	500万円以上 （資本金等1,000万円以下の法人）																																					
	地域再生法における地域活性化向上地域（地活地域） <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,800万円以上（資本金1億円超の法人は3,800万円以上）	過疎地域：課税免除 半島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税	不動産取得減																																			
特例	地域再生法促進法における促進区域（促進区域）	製造業、情報サービス業、観光関連業など	1,000万円超 （農林水産物卸売業は5,000万円超）	不均一課税 促進区域：課税免除																																				
	過疎地域（市庁全域）	別荘のとり																																						
半島振興対策二地域（市庁全域）	製造業、農林水産物卸売業、情報サービス業等	500万円以上（個人又は資本金等1,000万円以下の法人） 1,000万円以上（資本金等1,000万円超3,000万円以下の法人） 2,000万円以上（資本金等6,000万円超の法人） 農林水産物卸売業及び情報サービス業等については500万円以上	不均一課税又は奨励金（3年間）	固定資産減																																				
阿久根 市	補助金	<p>■ 阿久根市企業立地促進補助金</p> <p>① 製造若しくはその研究開発又はソフト産業の用に供する施設で市内に用地取得（ソフト産業にあつては、用地及び工場等の賃貸借も含む。）した者が3年以内に新設・増設又は移転をし、操業を開始したものであること                      ② 市が指定した土地（指定地）または市長が適当と認めた土地（認定地）に工場等が設置されたものであること                      ③ 増加する雇用者が4人を超えるものであること</p> <p>【対象業種】                      製造業、研究開発施設、情報サービス業、コールセンター業、データセンター業、インターネット附随サービス業</p>	<p>① 工場用地取得補助                      ア 指定地：土地取得価格の25/100                      イ 認定地：土地取得価格の20/100                      ・限度額 2,500万円                      ② 雇用促進補助                      ・増加する雇用者の数に10万円を乗じて得た額（4ヵ月以上継続して雇用されるものに限る。）                      ・限度額 500万円                      ③ ソフト産業施設補助                      ・賃借料の25%（土地又は工場賃貸契約した場合）いずれも最長3年間                      ・限度額 2,500万円                      ※ ①②の合計額は設備投資額の1/10以内                      ※ ①～③の合計限度額 3,000万円</p>																																					
	税の減免等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定地区等<sup>(注1)</sup></th> <th>対象業種<sup>(注2)</sup></th> <th>設備等の取得価額（要件）<sup>(注3)</sup></th> <th>課税免除等</th> <th>償還</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原則</td> <td>過疎地域（市庁全域）</td> <td>製造業、農林水産物卸売業</td> <td>2,700万円超</td> <td>過疎地域：課税免除（3年間） 半島地域：不均一課税（3年間） 地活地域：不均一課税（3年間）</td> <td>事業減</td> </tr> <tr> <td>原子力発電施設等立地地域（市庁全域）</td> <td>製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（雇員15人以上）</td> <td>2,700万円超</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地域活性化向上地域（地活地域）<sup>(注4)</sup></td> <td>業種は問わない</td> <td>1,800万円以上（資本金1億円超の法人は3,800万円以上）</td> <td>過疎地域：課税免除 半島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税</td> <td>不動産取得減</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特例</td> <td>地域再生法促進法における促進区域（促進区域）</td> <td>製造業、情報サービス業、観光関連業など</td> <td>1,000万円超 （農林水産物卸売業は5,000万円超）</td> <td>不均一課税 促進区域：課税免除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過疎地域（市庁全域）</td> <td>別荘のとり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力発電施設等立地地域（市庁全域）</td> <td>製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（雇員15人以上）</td> <td>2,700万円超</td> <td>不均一課税（3年間）</td> <td>固定資産減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額（要件） <sup>(注3)</sup>	課税免除等	償還	原則	過疎地域（市庁全域）	製造業、農林水産物卸売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除（3年間） 半島地域：不均一課税（3年間） 地活地域：不均一課税（3年間）	事業減	原子力発電施設等立地地域（市庁全域）	製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（雇員15人以上）	2,700万円超			地域再生法における地域活性化向上地域（地活地域） <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,800万円以上（資本金1億円超の法人は3,800万円以上）	過疎地域：課税免除 半島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税	不動産取得減	特例	地域再生法促進法における促進区域（促進区域）	製造業、情報サービス業、観光関連業など	1,000万円超 （農林水産物卸売業は5,000万円超）	不均一課税 促進区域：課税免除		過疎地域（市庁全域）	別荘のとり				原子力発電施設等立地地域（市庁全域）	製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（雇員15人以上）	2,700万円超	不均一課税（3年間）	固定資産減
区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額（要件） <sup>(注3)</sup>	課税免除等	償還																																			
原則	過疎地域（市庁全域）	製造業、農林水産物卸売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除（3年間） 半島地域：不均一課税（3年間） 地活地域：不均一課税（3年間）	事業減																																			
	原子力発電施設等立地地域（市庁全域）	製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（雇員15人以上）	2,700万円超																																					
	地域再生法における地域活性化向上地域（地活地域） <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,800万円以上（資本金1億円超の法人は3,800万円以上）	過疎地域：課税免除 半島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税	不動産取得減																																			
特例	地域再生法促進法における促進区域（促進区域）	製造業、情報サービス業、観光関連業など	1,000万円超 （農林水産物卸売業は5,000万円超）	不均一課税 促進区域：課税免除																																				
	過疎地域（市庁全域）	別荘のとり																																						
原子力発電施設等立地地域（市庁全域）	製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（雇員15人以上）	2,700万円超	不均一課税（3年間）	固定資産減																																				
出 水 市	補助金	<p>■ 出水市企業立地促進補助金</p> <p>① 工業生産施設等を新設・増設又は移転する事業                      ② 新設の場合、新規雇用者が10名以上。増設又は移転は新規雇用者が3名以上                      ③ 市税等の滞納がないもの                      ④ 市と立地協定を締結しているもの</p> <p>【対象業種】                      製造業、鉱業、大学、短大、高専、専修学校、学術・開発研究機関、デザイン業、情報通信業、コールセンター、工業的生産を行う農林水産物生産工場、物流中継機能を有する倉庫業・道路貨物運送業・水産業、こん包業・卸売業</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>雇用条件</th> <th>補助率</th> <th>補助金上限</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 用地の取得（造成・貯蔵込）</td> <td>10人以上</td> <td>15/100</td> <td>5,000万円</td> <td rowspan="2">①・②は選択方式</td> </tr> <tr> <td>10人以上20人未満（増設の場合は3人以上） 20人以上30人未満 30人以上</td> <td>30/100（増設のみ）</td> <td>3,000万円 5,000万円 1億円</td> </tr> <tr> <td>② 建物・設備の投資</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 雇用補助金</td> <td>市内居住者の新規雇用（操業5年目までは、市内居住者を追加して雇用した場合、従業員が市内に転入した場合、新規雇用とみなして追加補助）</td> <td>人数×30万円</td> <td>1億円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助対象	雇用条件	補助率	補助金上限	備考	① 用地の取得（造成・貯蔵込）	10人以上	15/100	5,000万円	①・②は選択方式	10人以上20人未満（増設の場合は3人以上） 20人以上30人未満 30人以上	30/100（増設のみ）	3,000万円 5,000万円 1億円	② 建物・設備の投資					③ 雇用補助金	市内居住者の新規雇用（操業5年目までは、市内居住者を追加して雇用した場合、従業員が市内に転入した場合、新規雇用とみなして追加補助）	人数×30万円	1億円															
	補助対象	雇用条件	補助率	補助金上限	備考																																			
① 用地の取得（造成・貯蔵込）	10人以上	15/100	5,000万円	①・②は選択方式																																				
	10人以上20人未満（増設の場合は3人以上） 20人以上30人未満 30人以上	30/100（増設のみ）	3,000万円 5,000万円 1億円																																					
② 建物・設備の投資																																								
③ 雇用補助金	市内居住者の新規雇用（操業5年目までは、市内居住者を追加して雇用した場合、従業員が市内に転入した場合、新規雇用とみなして追加補助）	人数×30万円	1億円																																					



市町村名	種別	要件		内容				
出水市	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	種類	
		県税	地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	地活地域: 不特一課税(3年間)	事業税	
			地域再生法附帯促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連業等	1億円超(農林水産関連業は5,000万円超)	地活地域: 不特一課税 促進区域: 課税免除	不動産取得税	
			市内全域	製造業、商業、大学、短大、高等学校、専門学校、専門学校、専門学校、デザイン専門学校、情報ネットワークセンター、コールセンター、二次的生産を行う農林水産物加工工場、物流中心機能を有する倉庫業、運送貨物運送業、水産業、こども園業、創設業	2,500万円以上 2,500万円以上かつ雇用数が30人以上 2,500万円以上かつ雇用数が50人以上	課税免除(3年間) 課税免除(5年間) 課税免除(7年間)	固定資産税	
指宿市	税の減免等	<b>■指宿市工場等設置奨励金(工場等設置奨励金・用地取得奨励金)</b> ① 青地申告書提出事業者 ② 製造業、情報サービス事業、情報通信技術利用事業又は農林水産物販売業に係る事業所の新設、移転、改築又は増設 ③ 投下固定資産額 資)1,000万円以下 投)500万円以上 資)5,000万円以下 投)1,000万円以上 資)5,000万円超 投)2,000万円以上 ※ 用地取得奨励金 投)2,700万円超 ④ 雇用者数 工場等設置: 5人以上 用地取得: 5人以上				① 工場等設置奨励金 各年度の固定資産税等の相当額(3年間) ② 用地取得奨励金 工場用地取得価額の20%(限度額5,000万円)		
		区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	種類	
		県税	過疎地域(市内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域: 課税免除(3年間) 半島地域: 不特一課税(3年間) 地活地域: 不特一課税(3年間)	事業税	
			半島振興対策実施地域(市内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上(資本金等1,000万円以下の法人)			
			地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域: 課税免除 半島地域: 不特一課税 地活地域: 不特一課税 促進区域: 課税免除	不動産取得税	
		市税	過疎地域(市内全域)	別紙のとおり				
半島振興対策実施地域(市内全域)	製造業、コールセンター、情報サービス業、農林水産物等販売業		500万円以上(資本金等1,000万円以下の法人) 1,000万円以上(資本金等1,000万円超5,000万円以下の法人) 2,000万円以上(資本金等5,000万円超の法人)	不特一課税(3年間)	固定資産税			
地域再生法附帯促進法における促進区域	食品関連業、電子関連業、自動車関連業、福祉・新エネルギー産業、健康医療産業、バイオ関連産業、航空機関連産業、情報通信関連業		1億円超(農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)				
西之表市	奨励金	<b>■西之表市企業等立地促進条例</b> ① 市内で新たに雇用が発生する事業の用に供されること(風俗営業及び風俗関連営業の用に供されるものを除く。) ② 新規雇用者が3人以上 ③ 対象施設の設置について、市と立地協定を締結し、協定書に定める義務等が履行されていること ④ 市税及び本市に関する使用料等の完納				① 事業所設置奨励金 各年度における対象施設に係る固定資産税額に相当する額(最大3年間) 【交付期間について】 投下固定資産総額が ・2,500万円未満 : 1年 ・2,500万円以上5,000万円未満 : 2年 ・5,000万円以上 : 3年 ② 雇用促進奨励金 規則の定めにより、新規雇用者1人につき12万円を交付 ・限度額 2,000万円(1事業所1区) ③ 事業所賃借奨励金 規則の定めにより、事業所の賃借に要した経費(敷金・権利金等除く)の1/4に相当する額の支給(3年間)		
		区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	種類	
		県税	過疎地域(市内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域、半島地域: 課税免除(3年間) 地活地域: 不特一課税(3年間)	事業税	
			半島振興対策実施地域(市内全域)	製造業、情報サービス業、情報関連業、インターネット情報サービス業、コールセンター	500万円以上(資本金等5,000万円以下の法人)			
地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない		1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域、半島地域: 課税免除 地活地域: 不特一課税 促進区域: 課税免除	不動産取得税			
市税	過疎地域(市内全域)	別紙のとおり						
	半島振興対策実施地域(市内全域)	製造業、情報サービス業等	500万円以上(資本金等5,000万円以下の法人)	課税免除(3年間)	固定資産税			
	地域再生法における地域活性化向上地域 <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	3,800万円(建設特別措置法に掲げる中小企業等については1,800万円)	課税免除(3年間)又は、不特一課税(3年間)				

注1) 各市町村の指定地区等については、P.28(各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。  
 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P.4(県)、P.26(市町村税)をご覧ください。  
 注3) 地方活性化向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注4) 国税の減免等については、P.5をご覧ください。

市町村名	種別	要件	内容																														
垂水市	補助金	<p>■垂水市企業等立地促進条例</p> <p>① 事業所を新増設し、新規地元雇用者数が3人以上</p> <p>② 新規地元雇用者増が3人以上</p> <p>※ 対象業種の指定なし</p>	<p>① 事業所の新設若しくは増設に要した土地、建物、機械等の取得額に1/10を乗じて得た額。ただし、3年分割で交付する。</p> <p>・限度額</p> <p>3人以上10人未満 1,000万円</p> <p>10人以上20人未満 2,000万円</p> <p>20人以上30人未満 3,000万円</p> <p>30人以上40人未満 4,000万円</p> <p>40人以上 5,000万円</p> <p>※ ただし事業所設置に対する補助金と雇用に対する補助金の合計額が800万円以下の場合は一括交付</p> <p>② 増加する新規地元雇用者1人につき20万円</p> <p>ただし、3年分割で交付する。</p> <p>・限度額 1,000万円</p>																														
	税の減免等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定地域等<sup>(特1)</sup></th> <th>対象業種<sup>(特2)</sup></th> <th>設備等の取得価額(要件)<sup>(特3)</sup></th> <th>課税免除等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県税</td> <td>過疎地域(市町全域)</td> <td>製造業、農林水産物等販売業</td> <td>2,700万円超</td> <td>過疎地域：課税免除(3年間)</td> <td rowspan="2">事業税</td> </tr> <tr> <td>半島振興対策実施地域(市町全域)</td> <td>製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業</td> <td>500万円以下 (資本金等1,000万円以下の法人)</td> <td>半島地域：不特一課税(3年間)</td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地域活力向上地域(地活地域)<sup>(特4)</sup></td> <td>業種は問わない</td> <td>1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,000万円以上)</td> <td>過疎地域：課税免除</td> <td rowspan="2">不動産取得税</td> </tr> <tr> <td>地域立地施設促進法における促進区域(促進区域)</td> <td>製造業、情報関連業、観光関連業など</td> <td>1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)</td> <td>半島地域：不特一課税 促進区域：課税免除</td> </tr> <tr> <td>市税</td> <td>過疎地域(市町全域)</td> <td>別荘のとり</td> <td></td> <td></td> <td>固定資産税</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定地域等 <sup>(特1)</sup>	対象業種 <sup>(特2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(特3)</sup>	課税免除等	備考	県税	過疎地域(市町全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間)	事業税	半島振興対策実施地域(市町全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以下 (資本金等1,000万円以下の法人)	半島地域：不特一課税(3年間)	地域再生法における地域活力向上地域(地活地域) <sup>(特4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,000万円以上)	過疎地域：課税免除	不動産取得税	地域立地施設促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)	半島地域：不特一課税 促進区域：課税免除	市税	過疎地域(市町全域)	別荘のとり			固定資産税
区分	指定地域等 <sup>(特1)</sup>	対象業種 <sup>(特2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(特3)</sup>	課税免除等	備考																												
県税	過疎地域(市町全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間)	事業税																												
	半島振興対策実施地域(市町全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以下 (資本金等1,000万円以下の法人)	半島地域：不特一課税(3年間)																													
	地域再生法における地域活力向上地域(地活地域) <sup>(特4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,000万円以上)	過疎地域：課税免除	不動産取得税																												
	地域立地施設促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)	半島地域：不特一課税 促進区域：課税免除																													
市税	過疎地域(市町全域)	別荘のとり			固定資産税																												
薩摩川内市	企業立地支援補助金等	<p>■薩摩川内市企業立地支援補助金</p> <p>① 業種(製造業、鉱業、情報サービス業、研究開発施設、流通業等)の新設・増設・移転</p> <p>② 操業開始時期</p> <p>◎用地取得費補助を受ける場合 用地取得から5年以内</p> <p>◎施設設備費補助を受ける場合 施設取得から2年以内</p> <p>◎賃借費補助を受ける場合 賃借開始から2年以内</p> <p>③ 施設操業1年以内の新規雇用者数 新設・増設・移転 5人以上(実質増)</p>	<p>① 用地取得費補助(用地取得から5年以内に操業開始)</p> <p>用地取得費(造成費・解体費を含む)の一部を補助</p> <p>ア 補助率 新設 5/10、増設・移転 3/10</p> <p>※ 市の指定する用地に立地した場合は新設6/10、増設・移転 4/10</p> <p>イ 限度額(操業1年以内の新規雇用者数)</p> <p>5人以上20人未満の場合…3,000万円</p> <p>20人以上30人未満の場合…5,000万円</p> <p>30人以上の場合…1億円</p> <p>② 施設設備費補助(施設設備取得から2年以内に操業開始)</p> <p>施設設備(水道施設、光回線設備含む)の取得に要した経費の一部を補助</p> <p>ア 補助率 新設 10/100、増設・移転 5/100</p> <p>イ 限度額(操業1年以内の新規雇用者数)</p> <p>5人以上20人未満の場合…3,000万円</p> <p>20人以上30人未満の場合…5,000万円</p> <p>30人以上の場合…1億円</p> <p>③ 賃借費補助(賃借開始から2年以内に操業開始)</p> <p>土地建物の賃借に要した経費の一部を補助(最長3年間)</p> <p>ア 補助率 新設 5/10、増設・移転 3/10</p> <p>イ 限度額(操業1年以内の新規雇用者数)</p> <p>5人以上20人未満の場合…1,000万円/年</p> <p>20人以上30人未満の場合…2,000万円/年</p> <p>30人以上の場合…3,000万円/年</p> <p>④ 通信費補助(情報サービス施設に限る)</p> <p>通信回線使用料の一部を補助(最長3年間)</p> <p>ア 補助率 新設 5/10、増設・移転 3/10</p> <p>イ 限度額(操業開始1・2・3年後の新規雇用者数)</p> <p>50人以上100人未満の場合…1,000万円/年</p> <p>100人以上200人未満の場合…2,000万円/年</p> <p>200人以上の場合…3,000万円/年</p> <p>①、②、③の補助金は、いずれかひとつの選択制</p>																														
		<p>上記、薩摩川内市企業立地支援補助金の要件を満たし、かつ、新規市内雇用者(操業開始日から1年を経過する日において引き続き6箇月以上継続して雇用され、かつ、本市に住所を6箇月以上有する者が雇用保険の被保険者)を雇用した事業者</p>	<p>新規雇用補助</p> <p>ア 補助額 新規市内雇用者数×30万円 (非正規雇用は20万円)</p> <p>※ 障害者は10万円加算</p> <p>イ 限度額 1億円</p> <p>※ 竹セロロースナノファイバーを活用した事業に、雇用1名あたりの補助額が50万円(非正規雇用は30万円)に拡充されます。</p>																														
		<p>■商業施設立地支援補助金</p> <p>① 新規雇用者数 操業1年以内に新規50人以上(実質増)</p>	<p>新規雇用者数×30万円(非正規雇用は20万円)</p> <p>※ 障害者は10万円加算</p> <p>※ 限度額…3,000万円</p>																														



市町村名	種別	要件	内容															
薩摩川内市	創業支援事業補助金	<p>■創業支援事業補助金</p> <p>① 市内で創業する者や創業間もない者（創業2年未満）</p> <p>② 全業種</p>	<p>① 対象経費 設立登記費用、店舗・事務所等新築改装費、設備費、専門家謝金、原材料費、外注加工費、委託費、旅費、広報費、資料購入費</p> <p>② 補助率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>3分の2</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>3分の2</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2分の1</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>2分の1</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特定創業支援事業：創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得等を目的として、総合的に支援する取り組みで、本項では、「薩摩川内市創業スクール」のことを指す。</p>	区分	補助率	補助上限額	A	3分の2	100万円	B	3分の2	50万円	C	2分の1	50万円	D	2分の1	50万円
	区分	補助率	補助上限額															
	A	3分の2	100万円															
B	3分の2	50万円																
C	2分の1	50万円																
D	2分の1	50万円																
雇用創業者家賃等補助金	<p>■雇用創業者家賃等補助金</p> <p>市内中小企業に就職した雇用創業者が住宅を借り受ける際の家賃に対する補助</p>	<p>・月額家賃×3/10（補助上限2万円）×12ヶ月分</p> <p>・飯島地域は5/10（補助上限1.5万円）×12ヶ月分</p> <p>・都島地域は別途移住支援金を支給</p>																
企業支援補助金	<p>■退職金共済制度加入促進補助金</p> <p>中退共、特退共において、事業者の支払った掛金の補助</p>	<p>・人当たりの1ヶ月分の掛金（上限5,000円）×3/10×6ヶ月分</p> <p>・飯島地域は10/10</p>																
税の減免等	県境	区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額 <sup>注3)</sup>	課税免除等	備考											
	県境		沿線地域（田川内市を除く市内全域）	製造業、農林水産物取扱業等	2,700万円超	沿線地域：課税免除（3年間）	事業収											
			原子力発電所立地地域（旧入赤町、旧都島院町を除く市内全域）	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（雇員15人超）	2,700万円超	沿線地域：不均一課税（3年間） 地活地域：不均一課税（3年間）												
	市境		地域再生法における地域活性化向上地域（地活地域） <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,500万円以上（当中途1億円超の法人は3,800万円以上）	沿線地域：課税免除 原島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税 戻道地域：課税免除	不動産取得税											
			地域再生法における促進法における促進区域（促進区域）	製造業、情報サービス業、観光関連産業など	1億円超（農林水産物取扱業は5,000万円超）	課税免除（3年間）												
	市境		沿線地域（田川内市を除く市内全域）	別荘のとりり	—	課税免除（3年間）	固定資産税											
			原子力発電所立地地域（旧入赤町、旧都島院町を除く市内全域）	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（雇員15人超）	2,700万円超	不均一課税（3年間）												
			雇用創業者立地地域（旧入赤町、旧都島院町を除く市内全域）	製造業、情報サービス業等、農林水産物取扱業	500万円以上（当中途3,800万円以下の法人）	課税免除（3年間）												
		地域再生法における促進法における促進区域（促進区域）	製造業、情報サービス業、観光関連産業など	1億円超（農林水産物取扱業は5,000万円超）	課税免除（3年間）													
	市内全域（入京工業団地を除く）	製造業、道路貨物運送業、情報サービス施設等、ホテルセンタ など	—	—	課税免除（5年間） 均等課税（3年間）													
	入京工業団地	同上	—	—	課税免除（10年超）													
日章市	補助金	<p>■旧日章工場等立地促進補助金</p> <p>(1) 対象業種 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、研究開発施設 ※ 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、市有地及び土地開発公社所有の土地を取得または賃借した場合に限る。</p> <p>(2) 補助要件 ① 新規雇用 10人以上 ※ 市内企業の譲渡移転については5人以上 ② 用地取得後3年以内採業 ※ 用地取得は、賃借も含む。 ③ 設備投資額 1,000万円以上 ④ 市との立地協定</p>	<p>・設備投資額に10分の1を乗じて得た額（用地取得費も含む。）</p> <p>・限度額 3,000万円 ※ 市内企業の増設・移転で新規雇用者が5人以上10人未満の場合 1,500万円</p>															

注1) 各市町村の指定地区等については、P.26（各種法令の地域指定の状況）をご覧ください。  
 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P.4（県）、P.26（市町村説）をご覧ください。  
 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注4) 国税の減免等については、P.5をご覧ください。

市町村名	種別	要 件	内 容																													
日 置 市	補助金	<p>■日置市企業安定雇用創出補助金</p> <p>(1) 対象業種 日置市工場等立地促進補助金に同じ</p> <p>(2) 補助要件</p> <p>① 市内での工場の新増移設</p> <p>② 対象新規雇用者 3人以上（うち1人以上は市内に住所を有する者であること）</p> <p>※ 当該施設等の操業開始後6月を経過する日までに雇用を開始し、補助金交付申請日に6月以上継続して雇用されている者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額 新規雇用者×30万円</li> <li>・限度額 750万円</li> </ul>																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定地区等<sup>(※1)</sup></th> <th>対象業種<sup>(※2)</sup></th> <th>設置等の取得価額(要件)<sup>(※3)</sup></th> <th>課税免除等</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県況</td> <td>遠野地域(旧伊予県を除く市内全域)</td> <td>製造業、農林水産物等販売業</td> <td>2,700万円超</td> <td>遠野地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間)</td> <td rowspan="2">事業税</td> </tr> <tr> <td>半島振興対策実施地域(市内全域)</td> <td>製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業</td> <td>500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市況</td> <td>地域再生法における地域活性化方向上地域(地活地域)<sup>(※4)</sup></td> <td>業種は問わない</td> <td>1,300万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)</td> <td>遠野地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税</td> <td rowspan="3">不動産取得税</td> </tr> <tr> <td>地域再生法投資促進法における促進区域(促進区域)</td> <td>製造業、情報関連業、観光関連業等</td> <td>1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)</td> <td>課税免除(3年間)</td> </tr> <tr> <td>遠野地域(旧伊予県を除く市内全域)</td> <td>業種は問わない</td> <td>業種は問わない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定地区等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設置等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種別	県況	遠野地域(旧伊予県を除く市内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	遠野地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間)	事業税	半島振興対策実施地域(市内全域)	製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)		市況	地域再生法における地域活性化方向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,300万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	遠野地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税	不動産取得税	地域再生法投資促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連業等	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)	遠野地域(旧伊予県を除く市内全域)	業種は問わない	業種は問わない	
	区分	指定地区等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設置等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種別																										
	県況	遠野地域(旧伊予県を除く市内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	遠野地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間)	事業税																										
		半島振興対策実施地域(市内全域)	製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)																												
	市況	地域再生法における地域活性化方向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,300万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	遠野地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税	不動産取得税																										
地域再生法投資促進法における促進区域(促進区域)		製造業、情報関連業、観光関連業等	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)																												
遠野地域(旧伊予県を除く市内全域)		業種は問わない	業種は問わない																													
補助金	<p>■曾於市工場開発促進条例</p> <p>【工場設置補助金】</p> <p>① 市との立地協定</p> <p>【雇用促進補助金】</p> <p>① 市との立地協定</p> <p>② 新規地元雇用者 5人以上</p> <p>ただし、増設又は移転した工場等において、増設の工場等の常用雇用者が20人以下の工場等については、新規地元雇用者3人以上(助成対象者は受託業者を含む。)</p>	<p>【工場設置補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地購入費と設備投資額の合計の10%</li> <li>・限度額 4,000万円</li> </ul> <p>【雇用促進補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規地元雇用者に対して1人あたり10万円</li> <li>・限度額1,000万円を3年間</li> </ul>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定地区等<sup>(※1)</sup></th> <th>対象業種<sup>(※2)</sup></th> <th>設置等の取得価額(要件)<sup>(※3)</sup></th> <th>課税免除等</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県況</td> <td>遠野地域(市内全域)</td> <td>製造業、農林水産物等販売業</td> <td>2,700万円超</td> <td>遠野地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間)</td> <td rowspan="2">事業税</td> </tr> <tr> <td>半島振興対策実施地域(市内全域)</td> <td>製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業</td> <td>500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市況</td> <td>地域再生法における地域活性化方向上地域(地活地域)<sup>(※4)</sup></td> <td>業種は問わない</td> <td>1,300万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)</td> <td>遠野地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除</td> <td rowspan="3">不動産取得税</td> </tr> <tr> <td>地域再生法投資促進法における促進区域(促進区域)</td> <td>製造業、情報関連業、観光関連業等</td> <td>1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)</td> <td>課税免除(3年間)</td> </tr> <tr> <td>遠野地域(市内全域)</td> <td>業種は問わない</td> <td>業種は問わない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定地区等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設置等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種別	県況	遠野地域(市内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	遠野地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間)	事業税	半島振興対策実施地域(市内全域)	製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)		市況	地域再生法における地域活性化方向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,300万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	遠野地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除	不動産取得税	地域再生法投資促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連業等	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)	遠野地域(市内全域)	業種は問わない	業種は問わない		
	区分	指定地区等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設置等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種別																										
	県況	遠野地域(市内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	遠野地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間)	事業税																										
半島振興対策実施地域(市内全域)		製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)																													
市況	地域再生法における地域活性化方向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,300万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	遠野地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除	不動産取得税																											
	地域再生法投資促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連業等	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)																												
	遠野地域(市内全域)	業種は問わない	業種は問わない																													
補助金	<p>■霧島市工場等立地促進に関する条例</p> <p>(1) 工場適地、産業導入地区、市が鶴舞する工場等用地等に設置されること</p> <p>(2) 用地取得面積が2,000㎡以上、用地取得後3年以内の操業開始</p> <p>(3) 新規地元雇用者が操業開始時かつ補助金交付申請時に5人以上</p> <p>(4) 市との立地協定</p> <p>(5) 工場等の建設及び操業に当たり、公防防止法令等その他関係法令に違反していないこと</p> <p>(6) 大規模工場等用地取得の場合 (新規雇用者が50人以上)</p> <p>&lt;対象業種&gt;</p> <p>製造業・流通関連業・ソフトウェア業・総合リース業・情報処理サービス業・産業用機械器具賃貸業・情報提供サービス業・事務用機械器具賃貸業・産業用設備洗浄業・機械修理業・非破壊検査業・広告業・デザイン業・ディスプレイ業・機械設計業・自然科学研究所・経営コンサルタント業・エンジニアリング業・郵便業・農林産物を工業的に生産する事業・研究開発施設</p>	<p>(1) 工場等用地取得費補助(造成費も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額 土地取得価格×40/100</li> <li>・限度額 2,000万円(新規雇用者の数5人以上10人未満) 3,000万円(新規雇用者の数10人以上20人未満) 4,000万円(新規雇用者の数20人以上30人未満) 5,000万円(新規雇用者の数30人以上50人未満) 6,000万円(新規雇用者の数50人以上)</li> </ul> <p>(2) 大規模工場等用地取得費補助(造成費も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額 土地取得価格×40/100</li> <li>・限度額 3億円(工場等用地取得面積5ha以上10ha未満) 5億円(工場等用地取得面積10ha以上)</li> </ul> <p>(3) 雇用促進補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額 新規地元雇用者数×30万円 (霧島市在住) (障がい者であるときは10万円加算)</li> <li>・限度額 1,000万円</li> </ul>																														



市町村名	種別	要件	内容																																																
霧島市	補助金	<p>■霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例</p> <p>① 既存の工場等の同一敷地内または隣接する敷地内に新たに工場等を建設すること</p> <p>② 既存の工場等内で機械設備や附属設備を新たに取得すること</p> <p>③ 工場等を設置した日から2年以内に操業していること</p> <p>④ 新規地元雇用者数が補助金申請時に10人以上</p> <p>⑤ 市との立地協定</p> <p>⑥ 設備投資額2億円以上</p> <p>⑦ 工場等立地促進に関する条例との重複はできない</p> <p>&lt;対象業種&gt;</p> <p>霧島市工場等立地促進に関する条例と同じ</p> <p>※ ただし、郵便業・研究開発施設は除く</p>	<p>① 施設設備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 補助額 取得費用×5/100</li> <li>- 限度額 1億円</li> </ul> <p>② 雇用促進補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 補助額 新規地元雇用者数×20万円(霧島市在住)</li> <li>- 限度額 1,000万円</li> </ul>																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定地区等<sup>注1)</sup></th> <th>対象業種<sup>注2)</sup></th> <th>設備等の取得面積(要件)<sup>注3)</sup></th> <th>課税免除等</th> <th>建種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県税</td> <td>沿岸地域(旧奥川町、旧板門町、旧霧島町、旧津山町)</td> <td>製造業、農林水産物等販売業</td> <td>2,700万円超</td> <td>沿岸地域：課税免除(3年間) 半島地域：不均一課税(3年間) 地活地域：不均一課税(3年間)</td> <td>準租税</td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地活方向上地域(地活地域)<sup>注4)</sup></td> <td>業種は問わない</td> <td>1,800万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)</td> <td>沿岸地域：課税免除 半島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税 地産地域：課税免除</td> <td>不応徴取得税</td> </tr> <tr> <td>地域企業投資促進法における促進区域(促進区域)</td> <td>製造業、流通関連業、観光関連業など</td> <td>1億円超(農林水産関連業は5,000万円超)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市税</td> <td>市内全域</td> <td>製造業、鉱業用建物取扱施設</td> <td>2,500万円超</td> <td>課税免除(3年間)</td> <td rowspan="4">區、モ、市、県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流通業</td> <td>8,000万円超 雇用者：10人以上</td> <td>課税免除(3年間)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験研究設備</td> <td>5,000万円超</td> <td>不均一課税</td> </tr> <tr> <td>沿岸地域(旧奥川町、旧板門町、旧霧島町、旧津山町)</td> <td>別記のとおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域再生法における地活方向上地域<sup>注4)</sup></td> <td>業種は問わない</td> <td>1,800万円以上</td> <td>課税免除(3年間)又は不均一課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域企業投資促進法における促進区域</td> <td>製造業、流通関連業、観光業など</td> <td>1億円超(農林水産関連業は5,000万円超)</td> <td>課税免除(3年間)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得面積(要件) <sup>注3)</sup>	課税免除等	建種	県税	沿岸地域(旧奥川町、旧板門町、旧霧島町、旧津山町)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	沿岸地域：課税免除(3年間) 半島地域：不均一課税(3年間) 地活地域：不均一課税(3年間)	準租税	地域再生法における地活方向上地域(地活地域) <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,800万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	沿岸地域：課税免除 半島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税 地産地域：課税免除	不応徴取得税	地域企業投資促進法における促進区域(促進区域)	製造業、流通関連業、観光関連業など	1億円超(農林水産関連業は5,000万円超)			市税	市内全域	製造業、鉱業用建物取扱施設	2,500万円超	課税免除(3年間)	區、モ、市、県		流通業	8,000万円超 雇用者：10人以上	課税免除(3年間)		試験研究設備	5,000万円超	不均一課税	沿岸地域(旧奥川町、旧板門町、旧霧島町、旧津山町)	別記のとおり				地域再生法における地活方向上地域 <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,800万円以上	課税免除(3年間)又は不均一課税		地域企業投資促進法における促進区域	製造業、流通関連業、観光業など	1億円超(農林水産関連業は5,000万円超)
	区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得面積(要件) <sup>注3)</sup>	課税免除等	建種																																													
	県税	沿岸地域(旧奥川町、旧板門町、旧霧島町、旧津山町)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	沿岸地域：課税免除(3年間) 半島地域：不均一課税(3年間) 地活地域：不均一課税(3年間)	準租税																																													
		地域再生法における地活方向上地域(地活地域) <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,800万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	沿岸地域：課税免除 半島地域：不均一課税 地活地域：不均一課税 地産地域：課税免除	不応徴取得税																																													
		地域企業投資促進法における促進区域(促進区域)	製造業、流通関連業、観光関連業など	1億円超(農林水産関連業は5,000万円超)																																															
	市税	市内全域	製造業、鉱業用建物取扱施設	2,500万円超	課税免除(3年間)	區、モ、市、県																																													
			流通業	8,000万円超 雇用者：10人以上	課税免除(3年間)																																														
			試験研究設備	5,000万円超	不均一課税																																														
		沿岸地域(旧奥川町、旧板門町、旧霧島町、旧津山町)	別記のとおり																																																
	地域再生法における地活方向上地域 <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,800万円以上	課税免除(3年間)又は不均一課税																																															
	地域企業投資促進法における促進区域	製造業、流通関連業、観光業など	1億円超(農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)																																															
いちき串木野市	補助金	<p>■いちき串木野市市営の誘致促進及び育成に関する条例</p> <p>&lt;対象業種&gt;</p> <p>西薩中核工業団地：製造業、金属鉱業・運送業・水運業・倉庫業・梱包業・卸売業・研究開発施設・次世代エネルギー関連施設(メガソーラー事業は除く。)</p> <p>西薩中核工業団地以外(民有地を含む。)：製造業・金属鉱業</p> <p>&lt;交付要件&gt;新設・増設・移転とも</p> <p>【各样助金の共通項目】</p> <p>① 市との立地協定</p> <p>② いちき串木野市に工場等を立地(新設・増設・移転)</p> <p>③ 設備投資額(用地取得費を除く。)：1億円以上</p> <p>④ 操業開始1年以内の新規地元雇用者数(雇用保険被保険者)：市外事業者は5人以上、市内事業者は3人以上</p> <p>※ 新規地元雇用者とは、市外事業者が新設等を行った場合、新たに転入した常用雇用者(6か月以上市内に居住)を含む。また、かこしま運搬中核都市圏を構成する鹿児島市、日置市、始良市の市民を含む。ただし、いちき串木野市民が1/2以上であること。</p> <p>【用地取得補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○用地取得面積：3,000㎡以上</li> </ul> <p>【設備投資促進補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立地に係る建物の建設・購入・賃借又は施設設備を取得してから1年以内の操業開始</li> </ul> <p>【空き工場活用補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業に限る</li> <li>○賃借を開始した日から1年以内の操業開始</li> </ul> <p>【雇用促進補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○操業開始1年後において、1年を超えて雇用される見込みがある新規地元雇用者に応じて助成。ただし事業拡大等に伴い新規雇用者が前年と比較して新たに増加する場合には、3年を限度として助成。</li> </ul>	<p>※ ①②③はいずれか一つを選択</p> <p>①【用地取得補助金】</p> <p>ア 用地取得費(造成費・解体費を含む。)×30/100</p> <p>イ 限度額：新規雇用者数(市外事業者の場合、配置転換等による者を含む。)に応じて</p> <p>(西薩中核工業団地)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 10人未満：3,000万円</li> <li>- 10人～29人：5,000万円</li> <li>- 30人～49人：1億円</li> <li>- 50人～99人：1億5,000万円</li> <li>- 100人以上：2億円</li> </ul> <p>(西薩中核工業団地以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 3,000万円</li> </ul> <p>②【設備投資促進補助金】</p> <p>ア 設備投資額×10/100</p> <p>イ 限度額：新規雇用者数(市外事業者の場合、配置転換等による者を含む。)に応じて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 10人未満：3,000万円</li> <li>- 10人～29人：5,000万円</li> <li>- 30人～49人：1億円</li> <li>- 50人～99人：1億5,000万円</li> <li>- 100人以上：2億円</li> </ul> <p>③【空き工場活用補助金】</p> <p>ア 賃借料補助：賃借料の50/100を3年間助成(限度額：年間250万円)</p> <p>イ 改装費補助：改装費及び電気工事費等の50/100を、市内事業者が施工した場合、1回に限り助成(限度額：500万円)</p> <p>【雇用促進補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新規地元雇用者数×50万円(上限1億円)</li> </ul>																																																

注1) 各市町村の指定地区等については、P.28(各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。  
 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P.4(県)、P.26(市町村税)をご覧ください。  
 注3) 地方活方向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注4) 国税の減免等については、P.5をご覧ください。

市町村名	種別	要件	内容																																														
い ち き 市	補助金	<p>【事業所用水使用料補助金】 西薩中核工業団地：市上水道を使用する事業者。地下水の取水は原則として行わない。 西薩中核工業団地以外：市上水道を使用し、使用量が年間3カトンを超える事業者</p>	<p>【事業所用水使用料補助金】 (西薩中核工業団地) ア 助成額：1トンあたり64円となるように助成 イ 助成期間：10年間助成 (西薩中核工業団地以外) 次表の区分により算出した補助金の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年間使用水量</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3万トンを超え10万トンまでの分</td> <td>3万トンを超える分にかかる使用料の20/100</td> </tr> <tr> <td>10万トンを超え20万トンまでの分</td> <td>10万トンを超える分にかかる使用料の30/100</td> </tr> <tr> <td>20万トンを超える分</td> <td>20万トンを超える分にかかる使用料の40/100</td> </tr> </tbody> </table>	年間使用水量	補助金の額	3万トンを超え10万トンまでの分	3万トンを超える分にかかる使用料の20/100	10万トンを超え20万トンまでの分	10万トンを超える分にかかる使用料の30/100	20万トンを超える分	20万トンを超える分にかかる使用料の40/100																																						
	年間使用水量	補助金の額																																															
3万トンを超え10万トンまでの分	3万トンを超える分にかかる使用料の20/100																																																
10万トンを超え20万トンまでの分	10万トンを超える分にかかる使用料の30/100																																																
20万トンを超える分	20万トンを超える分にかかる使用料の40/100																																																
その他	<p>【給水装置設置補助金】 西薩中核工業団地において新たに事業所を設置し、給水装置を新設した事業者</p>	<p>【給水装置設置補助金】 市が敷設した配水管から事業所用地の境界までに係る給水装置の新設工事費相当額</p>																																															
野 市	その他	<p>■いさぎ野水野市工業用地事業用定期借地権制度 ・対象業種 対象面積 対象要件は上記補助金の共通項目と同じ ・10年～20年間の事業用定期借地権契約 ・契約後、2年以内の工場着工及び3年以内の操業開始 ・契約期間満了後は更地にして返還。ただし用地を購入する場合は施設を撤去する必要はない。</p>	<p>【事業用定期借地権制度】 ○10年間借地料無料 ○11年日から1㎡あたり200円の借地料 ○保証金として1㎡あたり600円を預託。借地期間満了後に返還 ○用地を購入する場合、その時点の譲渡価格から賃貸期間中に納入した契約保証金及び賃貸料相当額を差引くことができる。</p>																																														
	税の減免等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定地区等<sup>注1)</sup></th> <th>対象業種<sup>注2)</sup></th> <th>設備等の取得価額(要件)<sup>注3)</sup></th> <th>課税免除等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県境</td> <td>過疎地域(市内全域)</td> <td>製造業、農林水産物販売業</td> <td>2,700万円超</td> <td></td> <td rowspan="4">半島地域：不特一課税(3年間) 原野地域：不特一課税(3年間) 地産地域：不特一課税(3年間)</td> </tr> <tr> <td>島嶼部対策実施地域<sup>注4)</sup>(市内全域)</td> <td>製造業、情報サービス業等、製造業等 半島全域</td> <td>500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力発電等立地地域(旧草木野市)</td> <td>製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業(雇員増15人超)</td> <td>2,700万円超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地域活力向上地域(地産地域)<sup>注3)</sup></td> <td>製造業、情報サービス業等</td> <td>1,000万円以上(資本金1,000万円以上の法人は3,800万円以上)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市境</td> <td>地域再生法における地域活力向上地域(地産地域)<sup>注3)</sup></td> <td>製造業、情報サービス業等</td> <td>1,000万円以上(資本金1,000万円以上の法人は3,800万円以上)</td> <td></td> <td rowspan="4">半島地域：不特一課税 原野地域：不特一課税 地産地域：不特一課税 保通工業：課税免除</td> </tr> <tr> <td>地域再生法における地域活力向上地域(地産地域)<sup>注3)</sup></td> <td>製造業、情報サービス業等</td> <td>1,000万円以上(資本金1,000万円以上の法人は3,800万円以上)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過疎地域(市内全域)</td> <td>別表のとおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>島嶼部対策実施地域(市内全域)</td> <td>製造業、情報サービス業等</td> <td>500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)</td> <td>課税免除及び不特一課税(3年間)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">南 さ つ ま 市</td> <td rowspan="4">補助金</td> <td> <p>■南さつま市企業立地支援条例 【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、研究開発施設、4年制大学、日本語教育機関、特定民間施設、コールセンター業、陸上養殖業、植物工場</p> <p>(1) 用地取得費補助 ① 用地取得後、3年以内の操業開始 ② 新規雇用5人(増設及び移転の場合にあっては、雇用者増3人)超 ③ 関係法令等に違反していないこと ※ 市が所有する土地を取得した場合も対象とする</p> <p>(2) 施設整備費補助(対象：建物、機械設備、附属施設、解体撤去、造成費用) ① 施設設備取得後2年以内に操業開始 ② 雇用者数が操業開始時に5人以上増加(増設・移転は新規雇用者増3人以上) ③ 投下固定資産総額が1,000万円以上</p> <p>(3) 新規雇用補助 ① 用地取得費補助と施設整備費補助のいずれかの要件に該当 (ただし、情報サービス業及びコールセンター業については新規地元雇用者数が10人以上であれば該当とする) ② 操業開始後1年以内に新規地元雇用者数が3人以上 新規地元雇用者要件：操業開始から1年を経過する日において引き続き6か月以上継続して雇用され、かつ市内に住所を6か月以上有する者で雇用保険の被保険者</p> </td> <td> <p>・用地取得額の40/100 (増設及び移転の場合は、30/100) ・限度額 6,000万円 (増設及び移転の場合は、3,000万円)</p> <p>・補助率 10/100 ・限度額 操業開始時の新規雇用者数 新設 5～19人→3,000万円、20人以上→5,000万円 増設・移転 3～19人→2,500万円、20人以上→4,000万円</p> <p>・補助率：新規地元雇用者数×30万円 ・限度額：1,000万円</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>注1) 各市町村の指定地区等については、P28(各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。</p> <p>注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4(県)、P26(市町村税)をご覧ください。</p> <p>注3) 地域活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁南さつま市企業立地課までお問い合わせください。</p> <p>注4) 国境の課税免除については、P5をご覧ください。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>注3)</sup>	課税免除等	備考	県境	過疎地域(市内全域)	製造業、農林水産物販売業	2,700万円超		半島地域：不特一課税(3年間) 原野地域：不特一課税(3年間) 地産地域：不特一課税(3年間)	島嶼部対策実施地域 <sup>注4)</sup> (市内全域)	製造業、情報サービス業等、製造業等 半島全域	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)		原子力発電等立地地域(旧草木野市)	製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業(雇員増15人超)	2,700万円超		地域再生法における地域活力向上地域(地産地域) <sup>注3)</sup>	製造業、情報サービス業等	1,000万円以上(資本金1,000万円以上の法人は3,800万円以上)		市境	地域再生法における地域活力向上地域(地産地域) <sup>注3)</sup>	製造業、情報サービス業等	1,000万円以上(資本金1,000万円以上の法人は3,800万円以上)		半島地域：不特一課税 原野地域：不特一課税 地産地域：不特一課税 保通工業：課税免除	地域再生法における地域活力向上地域(地産地域) <sup>注3)</sup>	製造業、情報サービス業等	1,000万円以上(資本金1,000万円以上の法人は3,800万円以上)		過疎地域(市内全域)	別表のとおり			島嶼部対策実施地域(市内全域)	製造業、情報サービス業等	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	課税免除及び不特一課税(3年間)	南 さ つ ま 市	補助金	<p>■南さつま市企業立地支援条例 【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、研究開発施設、4年制大学、日本語教育機関、特定民間施設、コールセンター業、陸上養殖業、植物工場</p> <p>(1) 用地取得費補助 ① 用地取得後、3年以内の操業開始 ② 新規雇用5人(増設及び移転の場合にあっては、雇用者増3人)超 ③ 関係法令等に違反していないこと ※ 市が所有する土地を取得した場合も対象とする</p> <p>(2) 施設整備費補助(対象：建物、機械設備、附属施設、解体撤去、造成費用) ① 施設設備取得後2年以内に操業開始 ② 雇用者数が操業開始時に5人以上増加(増設・移転は新規雇用者増3人以上) ③ 投下固定資産総額が1,000万円以上</p> <p>(3) 新規雇用補助 ① 用地取得費補助と施設整備費補助のいずれかの要件に該当 (ただし、情報サービス業及びコールセンター業については新規地元雇用者数が10人以上であれば該当とする) ② 操業開始後1年以内に新規地元雇用者数が3人以上 新規地元雇用者要件：操業開始から1年を経過する日において引き続き6か月以上継続して雇用され、かつ市内に住所を6か月以上有する者で雇用保険の被保険者</p>	<p>・用地取得額の40/100 (増設及び移転の場合は、30/100) ・限度額 6,000万円 (増設及び移転の場合は、3,000万円)</p> <p>・補助率 10/100 ・限度額 操業開始時の新規雇用者数 新設 5～19人→3,000万円、20人以上→5,000万円 増設・移転 3～19人→2,500万円、20人以上→4,000万円</p> <p>・補助率：新規地元雇用者数×30万円 ・限度額：1,000万円</p>	<p>注1) 各市町村の指定地区等については、P28(各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。</p> <p>注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4(県)、P26(市町村税)をご覧ください。</p> <p>注3) 地域活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁南さつま市企業立地課までお問い合わせください。</p> <p>注4) 国境の課税免除については、P5をご覧ください。</p>
区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>注3)</sup>	課税免除等	備考																																												
県境	過疎地域(市内全域)	製造業、農林水産物販売業	2,700万円超		半島地域：不特一課税(3年間) 原野地域：不特一課税(3年間) 地産地域：不特一課税(3年間)																																												
	島嶼部対策実施地域 <sup>注4)</sup> (市内全域)	製造業、情報サービス業等、製造業等 半島全域	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)																																														
	原子力発電等立地地域(旧草木野市)	製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業(雇員増15人超)	2,700万円超																																														
	地域再生法における地域活力向上地域(地産地域) <sup>注3)</sup>	製造業、情報サービス業等	1,000万円以上(資本金1,000万円以上の法人は3,800万円以上)																																														
市境	地域再生法における地域活力向上地域(地産地域) <sup>注3)</sup>	製造業、情報サービス業等	1,000万円以上(資本金1,000万円以上の法人は3,800万円以上)		半島地域：不特一課税 原野地域：不特一課税 地産地域：不特一課税 保通工業：課税免除																																												
	地域再生法における地域活力向上地域(地産地域) <sup>注3)</sup>	製造業、情報サービス業等	1,000万円以上(資本金1,000万円以上の法人は3,800万円以上)																																														
	過疎地域(市内全域)	別表のとおり																																															
	島嶼部対策実施地域(市内全域)	製造業、情報サービス業等	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	課税免除及び不特一課税(3年間)																																													
南 さ つ ま 市	補助金	<p>■南さつま市企業立地支援条例 【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、研究開発施設、4年制大学、日本語教育機関、特定民間施設、コールセンター業、陸上養殖業、植物工場</p> <p>(1) 用地取得費補助 ① 用地取得後、3年以内の操業開始 ② 新規雇用5人(増設及び移転の場合にあっては、雇用者増3人)超 ③ 関係法令等に違反していないこと ※ 市が所有する土地を取得した場合も対象とする</p> <p>(2) 施設整備費補助(対象：建物、機械設備、附属施設、解体撤去、造成費用) ① 施設設備取得後2年以内に操業開始 ② 雇用者数が操業開始時に5人以上増加(増設・移転は新規雇用者増3人以上) ③ 投下固定資産総額が1,000万円以上</p> <p>(3) 新規雇用補助 ① 用地取得費補助と施設整備費補助のいずれかの要件に該当 (ただし、情報サービス業及びコールセンター業については新規地元雇用者数が10人以上であれば該当とする) ② 操業開始後1年以内に新規地元雇用者数が3人以上 新規地元雇用者要件：操業開始から1年を経過する日において引き続き6か月以上継続して雇用され、かつ市内に住所を6か月以上有する者で雇用保険の被保険者</p>	<p>・用地取得額の40/100 (増設及び移転の場合は、30/100) ・限度額 6,000万円 (増設及び移転の場合は、3,000万円)</p> <p>・補助率 10/100 ・限度額 操業開始時の新規雇用者数 新設 5～19人→3,000万円、20人以上→5,000万円 増設・移転 3～19人→2,500万円、20人以上→4,000万円</p> <p>・補助率：新規地元雇用者数×30万円 ・限度額：1,000万円</p>																																														
		<p>注1) 各市町村の指定地区等については、P28(各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。</p> <p>注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4(県)、P26(市町村税)をご覧ください。</p> <p>注3) 地域活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁南さつま市企業立地課までお問い合わせください。</p> <p>注4) 国境の課税免除については、P5をご覧ください。</p>																																															



市町村名	種別	要件		内容				
南さつ市	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	種別	
		東地	過疎地域(市庁全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不特一課税(3年間) 地産地域：不特一課税(3年間)	事業減	
			半島振興対策実施地域(市庁全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)			
			地域再生法における地域活性化向上地域(地産地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,600万円以上)	過疎地域：課税免除 半島地域：不特一課税 地産地域：不特一課税	不動産取得減	
西地	過疎地域(市庁全域)	別紙のとおり				固定資産減		
志布志市	補助金	<p>■志布志市企業立地促進補助金 &lt;交付要件&gt;</p> <p>(1) 用地費を除いた設備投資額が2,000万円以上。 (2) 用地取得後、3年以内に工場等の操業を開始していること。 (3) 市長が指定した土地(指定地)、または、市長が適当と認める土地(認定地)に工場等を設置すること。 (4) 新規地元雇用者で、4か月を超えて継続の雇用保険加入の常勤職員が5人以上あること。 (5) 市の誘致企業として立地協定を締結すること。</p> <p>&lt;対象業種&gt;</p> <p>1 製造業 2 ソフトウェア業 情報処理サービス業 3 運送貨物運送業 運輸業 こん包業 4 各種卸売業 (商品、繊維・衣服等、飲食物品、建材、鉱物・金属材料等、機械器具など) 5 旅館、ホテル 6 研究開発施設 7 農林水産物等販売業(観光客向けの農林水産物の直売所や農家レストラン等)</p>		<p>(1) 工場等設備費補助金 補助額 用地費を除く設備投資額の100分の3～5に相当する額 限度額 1,500万円～2億円※ ※ 限度額については、新規雇用者数に応じて変動</p> <p>(2) 工場等用地取得費補助金 補助額 ○指定地 土地取得価額の100分の20に相当する額 ○認定地 土地取得価額の100分の15に相当する額 限度額 3,000万円</p> <p>(3) 雇用促進補助金 補助額 新規雇用者1人につき12万円/年間 ※ 障がい者は3割増 (1人につき15万6,000円/年間) 限度額 1,000万円/年間</p>				
奄美市	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	種別	
		東地	過疎地域(市庁全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不特一課税(3年間) 地産地域：不特一課税(3年間)	事業減	
			半島振興対策実施地域(市庁全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)			
			地域再生法における地域活性化向上地域(地産地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,600万円以上)	過疎地域：課税免除 半島地域：不特一課税 地産地域：不特一課税	不動産取得減	
西地	過疎地域(市庁全域)	別紙のとおり				固定資産減		
奄美市	助成金・奨励金	<p>■奄美市企業立地等促進条例 【企業の進出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用地取得日若しくは情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業(以下「情報通信業等」という)の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者</li> <li>設備投資額 2,000万円以上(用地取得費を除く)</li> <li>新規地元雇用者数 8人以上(操業開始日現在)</li> <li>鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと</li> <li>市の誘致企業で立地協定を締結</li> </ul> <p>【企業の高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の規模拡大等により操業開始後2年以内</li> <li>設備投資額 1,500万円以上(用地取得費を除く)</li> <li>新規地元雇用者数 3人以上(操業開始日現在)</li> <li>鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと</li> <li>市の育成企業の認定</li> </ul>		<p>① 用地取得助成金(交付限度額 1,000万円) 次の額に1/10を乗じて得た額のいずれか低い額 ・(企業用地取得費+改修費+造成費)の市長が認めた額 ・用地面積&gt;建物延べ面積×50/10の場合 建物延べ面積×50/10</p> <p>② 企業施設設置奨励金(交付限度額 1,000万円) ・水産養殖施設(内陸部のみ)施設面積㎡×1万円 ・工場施設 床面積㎡×1万円 ・研究所等(情報通信業等施設及び研究開発施設)床面積㎡×3万円</p> <p>③ 雇用奨励金(交付限度額 2,000万円) 新規地元雇用者数×2万円 (地域雇用開発助成金支給対象者数除く。)</p> <p>④ 緑化奨励金(交付限度額 300万円) ・工場を主体とする企業 緑化面積㎡×1,500円 ・研究所等(情報通信業等施設及び研究開発施設)を主体とする企業 緑化面積㎡×3,000円 ※ この面積は用地取得助成金の交付対象面積に8/10を乗じて得た面積の範囲内</p>				

市町村名	種別	要件	内容				
奄美市	助成金・奨励金		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 情報通信業等に関する助成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所賃借料助成金 事業所の賃借に費した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の1/4に相当する額</li> <li>・通信回線使用料助成金 事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の1/4に相当する額</li> <li>・研修助成金 新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限 ※ 交付限度額 4,500万円 (上記合計1年間の支給額は1,500万円を限度とし、3年間)</li> </ul> </li> </ul>				
		<p>■奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例【企業の進出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信業等の業務を行う企業で用地取得日若しくは情報通信業等施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業開始を開始している者のうち操業開始後2年以内の者</li> <li>・新規地元雇用 3人以上(操業開始日現在)</li> <li>・鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと</li> <li>・市の誘致企業で立地協定を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所賃借料助成金 事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の1/10に相当する額</li> <li>・通信回線使用料助成金 事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の1/10に相当する額 ※ 交付限度額 450万円 (上記合計1年間の支給額は150万円を限度とし、3年間)</li> </ul>				
南九州市	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>注3)</sup>	課税免除等	種別
		市域	過疎地域(市域全域)	製造業、農林水産物の製造業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不課税(3年間) 地活地域：不課税(3年間)	事業税
			奄美群島地域(市内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物の製造業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不課税(3年間) 地活地域：不課税(3年間)	事業税
			地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は2,900万円以上)	過疎地域、半島地域：課税免除 地活地域：不課税(3年間) 地活地域：不課税(3年間)	不動産取得税
市域	奄美群島地域(市内全域)	製造業、情報サービス業等	500万円以上 (資本金等5,000万円以上の法人)	課税免除(3年間)	固定資産税		
南九州市	補助金	<p>■南九州市企業立地促進補助金</p> <p>&lt;対象業種&gt;</p> <p>製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報通信業、鉱物採掘業、陸上養殖業、研究開発施設、観光・リゾート産業施設、コールセンター業、監理事業及び農林水産業(陸上養殖業に限る。)</p> <p>&lt;交付要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 南九州市との立地協定</li> <li>② 南九州市に工場等を立地(新設、増設、移転)</li> <li>③ 新規地元常用雇用者が操業を開始した日から3年以内に5名以上増加すること</li> <li>④ 設備投資の合計額が2,000万円以上</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 土地を取得した場合 取得経費の20/100以内(限度額5,000万円)</li> <li>② 設備投資をした場合 設備投資額の10/100以内(限度額2,000万円) ただし、食料品等製造業は15/100以内 ※ 増設の場合、②における補助率は通常の1/2となります</li> <li>③ 新規地元常用雇用者を雇用した場合 1名につき50万円(限度額1,900万円)</li> </ol>				
		<p>■南九州市社員寮整備資金利子補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 社員寮を建設しようとする土地が本市内であること</li> <li>② 社員寮の住戸戸数が3戸以上</li> <li>③ 建設後10年以上社員寮として使われること</li> <li>④ 社員寮を建設するため、金融機関又はその他の機関から借入期間10年以上の条件で必要な資金を借り入れること</li> </ol>	<p>月を単位として借入を含む月から起算して36月分の利子相当額(限度額300万円)</p>				
南九州市	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>注3)</sup>	課税免除等	種別
		市域	過疎地域(市域全域)	製造業、農林水産物の製造業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不課税(3年間) 地活地域：不課税(3年間)	事業税
			M島振興対策実施地域(市内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物の製造業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不課税(3年間) 地活地域：不課税(3年間)	事業税
			地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は2,900万円以上)	過疎地域：課税免除 半島地域：不課税(3年間) 地活地域：不課税(3年間) 地活地域：不課税(3年間)	不動産取得税
		市域	市内全域	製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報通信業、鉱物採掘業、陸上養殖業、研究開発施設、観光・リゾート産業施設、コールセンター業、監理事業、教育学習支援事業、医療・福祉業、農林水産業、アサンプラザ	2,700万円超	課税免除(3年間)	固定資産税
			過疎地域(市域全域)	別荘のとり			
M島振興対策実施地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物の製造業		500万円超	不課税(3年間)			
	地域再生法適用促進法における地活区域	製造業、情報通信業、観光関連業など	課税以上 (農林水産物製造業は5,000万円超)	課税免除(3年間)			

注1) 各市町村の指定地区等については、P.28(各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。  
 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P.4(県)、P.26(市町村税)をご覧ください。  
 注3) 地方活方向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県産業立地課までお問い合わせください。  
 注4) 同様の減免等については、P.5をご覧ください。



市町村名	種別	要件	内容								
伊佐市	補助金	<p>■伊佐市企業立地等促進条例                      &lt;対象業種&gt;                      一般事業所 製造業、清潔通信業、学校教育                      特定事業所 食品製造業、自然科学研究所、旅館・ホテル                      &lt;補助金交付要件&gt;                      ① 事業所の投下固定資産が2,700万円以上                      ② 操業開始後3年以内に新規雇用者が5人以上増加                      (新規雇用者は市内に住所を有する者、パート等は0.5人換算)                      ③ 市との立地協定等を締結</p>	<p>① 用地取得補助金(上限3,000万円)                      用地取得経費(解体撤去・造成費含む)×30%                      ② 雇用創出補助金(上限1,000万円)                      新規雇用者×30万円(パート等は5万円)                      ③ 設備投資補助金(上限2,000万円)                      一般事業所:投下固定資産(土地を除く。)×10%                      特定事業所:投下固定資産(土地を除く。)×15%                      ④ 設備投資利子補給補助金(1,000万円)                      投下固定資産(土地を除く。)に係る                      長期借入総額の利子×25%</p>								
		<p>■伊佐市中小企業防災対策促進条例                      ① 新たに耐震性強や防水壁の設置などの防災対策を講じる市内の中小企業                      ② 事業所の投下固定資産が500万円以上                      ③ 事業所の常用雇用者が15人以上</p>	<p>・防災対策促進補助金(上限1,500万円)                      投下固定資産×50%</p>								
伊佐市	税の減免等	区分	指定地域等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種別				
		市税	過疎地域(市村全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域:課税免除(3年間) 地活地域:不特定課税(3年間)	事業用				
			地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(法人は3,000万円以上)	過疎地域:課税免除 地活地域:不特定課税	不動産取得税				
			地域再生法関係促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	促進区域:課税免除					
市税	過疎地域(市村全域)	別荘のとおろ				固定資産税					
始良市	補助金	<p>■始良市企業立地促進条例                      ① 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者                      ② 用地取得面積が1,500㎡以上で用地取得後5年以内の営業開始                      ③ 雇用者5人以上                      ④ 市との立地協定の締結                      ⑤ 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他の関係法令等に違反していないこと                      ※ 対象業種 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、卸売業、機械設計業、研究開発施設、道路貨物運送業、倉庫業、コンビニ業</p>	<p>【用地取得費補助金】                      ・土地取得費の35%以内                      (限度額) 雇用者数 5人以上10人未満 2,000万円                      雇用者数 10人以上20人未満 3,000万円                      雇用者数 20人以上50人未満 4,000万円                      雇用者数 50人以上 6,000万円                      【雇出促進補助金】                      ・地元雇用者数×40万円                      (地元雇用者が障害者であるときは20万円加算)                      (限度額) 1,000万円</p>								
		区分	指定地域等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種別				
市税	過疎地域(旧養生町)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域:課税免除(3年間) 地活地域:不特定課税(5年間)	事業用						
	地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(法人は3,000万円以上)	過疎地域:課税免除 地活地域:不特定課税	不動産取得税						
	地域再生法関係促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	促進区域:課税免除							
市税	市内全域	製造業、観光関連業、倉庫業、コンビニ業、卸売業、研究開発施設	製造業2,500万円超、卸売業3,000万円超、新規雇用10人以上、研究開発施設5,000万円超、1基又は1台の取得額が300万円超	課税免除(3年用)	固定資産税						
市税	過疎地域(旧養生町)	別荘のとおろ									
三尾村・十尾村	税の減免等	区分	指定地域等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種別				
		市税	過疎地域(市村全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域:課税免除(3年間) 地活地域:不特定課税(5年間)	事業用				
福島県外対象促進地域(市内全域)	製造業、情報サービス業、有線放送業、インターネット関連サービス業、コールセンター		500万円以上 (3年未満5,000万円以下の法人)	過疎地域:課税免除 地活地域:不特定課税	不動産取得税						
市税	地域再生法関係促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	促進区域:課税免除							
さつま町	補助金・奨励金	<p>■さつま町企業立地促進条例                      ① 工場の新増設(既存施設の購入を含む。)、移転                      ② 新増設、移転に伴う固定資産の取得価額が2,800万円以上                      ③ 新規地元雇用3人以上                      ④ 用地取得後3年以内の操業開始(町長特認で2年間延長)又は町若しくは町土地開発公社が用地を買付して操業した場合は、操業開始日以降10年以内の用地取得                      ⑤ 町との立地協定</p>	<p>① 施設用地の取得に要した経費(造成費を含む。)の4/10                      ② 施設の設置又は施設の設置と併せて行う機械設備の取得に要した経費を次の機械設備投資額の区分に応じて助成率を算定率をそれぞれ乗じて得た額を合算した額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械設備投資額</th> <th>助成率算定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超1億円以下</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	機械設備投資額	助成率算定率	5,000万円以下	15%	5,000万円超1億円以下	5%	1億円超	2%
		機械設備投資額	助成率算定率								
5,000万円以下	15%										
5,000万円超1億円以下	5%										
1億円超	2%										

市町村名	種別	要件	内容			
さつま市	補助金・奨励金	■さつま町転入者就労支援奨励金 ① 転入者が引き続き2年以上勤務していること ② 転入者が就労した日から引き続き町内に居住し、本町に住民登録をしていること ③ 転入者を採用した日の6ヶ月前から、他の雇用者を企業の都合により解雇していないこと	③ 新規雇用1人につき20万円 ④ 限度額（上記①～③を合算した額） 3人以上10人未満 4,000万円 （ただし、7,000円～10,000円未満は5,000万円、 10,000円以上は6,000万円） 10人以上30人未満 5,000万円 （ただし、10,000円以上は6,000万円） 30人以上 6,000万円			
		■さつま町新卒者就労支援奨励金 ① 新卒就労者が引き続き2年以上勤務していること ② 新卒就労者が就労した日から引き続き町内に居住し、本町に住民登録をしていること ③ 新卒就労者を採用した日の6ヶ月前から、他の雇用者を企業の都合により解雇していないこと	町内の企業 定額 10万円			
	■さつま町新卒者就労支援奨励金 ① 新卒就労者が引き続き2年以上勤務していること ② 新卒就労者が就労した日から引き続き町内に居住し、本町に住民登録をしていること ③ 新卒就労者を採用した日の6ヶ月前から、他の雇用者を企業の都合により解雇していないこと	町内の企業 定額 10万円				
長島町	税の減免等	区分 指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額（要件） <sup>注3)</sup>	課税免除等	種類
		過疎地域（町内全域）	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除（3年間） 地産地消：不課税（3年間）	事業税
		地域再生法における地域活力向上地域（地産地域） <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上（資本金1億円超の法人は3,000万円以上）	過疎地域：課税免除 地産地消：不課税	不動産取得税
		地域未採投資促進法における促進区域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 （農林水産関連業は5,000万円超）	促進区域：課税免除	不動産取得税
		町設 過疎地域（町内全域）	別紙のとおり			固定資産税
湧水町	補助金	■湧水町企業立地促進条例 町と直接又は県を介人として立地協定を締結し、協定に定める義務等が履行される者	【雇用促進補助金】 ① 新規地元雇用者1人につき10万円 ※ 6か月以上継続して雇用される者が3人以上で、雇用保険の被保険者に限る。限度額1,000万円 【工場設置補助金】 ② 用地取得額の10% ③ 設置投資額の3% ※ 限度額（②+③） 3,000万円			
		区分 指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額（要件） <sup>注3)</sup>	課税免除等	種類
		過疎地域（町内全域）	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除（3年間） 地産地消：不課税（3年間）	事業税
		地域再生法における地域活力向上地域（地産地域） <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上（資本金1億円超の法人は3,000万円以上）	過疎地域：課税免除 地産地消：不課税	不動産取得税
		地域未採投資促進法における促進区域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 （農林水産関連業は5,000万円超）	促進区域：課税免除	不動産取得税
町設 過疎地域（町内全域）	別紙のとおり			固定資産税		
大崎町	補助金	■大崎町企業立地雇用促進補助金 対象業種：製造業 ① 用地取得・賃借後3年以内の事業開始 ② 新規雇用者5人以上（事業開始後1年以内） ③ 立地協定を締結し、協定に定める義務等が履行されること	【補助額】 新規地元雇用者数×15万円 （障害者があるときは5万円加算） 【限度額】 500万円			
		区分 指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額（要件） <sup>注3)</sup>	課税免除等	種類
		過疎地域（町内全域）	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除（3年間） 地産地消：不課税（3年間）	事業税
		地域再生法における地域活力向上地域（地産地域） <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上（資本金1億円超の法人は3,000万円以上）	過疎地域：課税免除 地産地消：不課税	不動産取得税
		地域未採投資促進法における促進区域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 （農林水産関連業は5,000万円超）	促進区域：課税免除	不動産取得税
		町設 過疎地域（町内全域）	別紙のとおり			固定資産税

注1) 各市町村の指定地区等については、P.28（各種法令の地域指定の状況）をご覧ください。  
 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P.4（県）、P.28（市町村）をご覧ください。  
 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注4) 同視の減免等については、P.5をご覧ください。



市町村名	種別	要 件	内 容					
大崎町	税の減免等	区分	指定地域等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種類	
		県税	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不特一課税(3年間) 地活地域：不特一課税(3年間)	事業減	
			三島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物の販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)			
			地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 半島地域：不特一課税 地活地域：不特一課税 促進地域：課税免除	不動産取得減	
			地域再生法施行促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報サービス業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)			
		町税	過疎地域(町内全域)	別荘のたおり				
三島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物の販売業		500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	不特一課税(3年間)	固定資産減			
		地域再生法における地域活性化向上地域 <sup>(※5)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上	不特一課税(3年間)			
東市良町	税の減免等	区分	指定地域等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種類	
		県税	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不特一課税(3年間) 地活地域：不特一課税(3年間)	事業減	
			三島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)			
			地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 半島地域：不特一課税 地活地域：不特一課税 促進地域：課税免除	不動産取得減	
			地域再生法施行促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報サービス業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)			
		町税	過疎地域(町内全域)	別荘のたおり				
三島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物の販売業		500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	不特一課税(3年間)	固定資産減			
		地域再生法における地域活性化向上地域 <sup>(※5)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上	不特一課税(3年間)			
錦江町	奨励金・助成金	<b>■錦江町企業立地促進条例</b> ① 用地取得後3年以内に操業開始 ② 設備投資額が2,000万円以上 ③ 新規地元雇用者数が操業開始後1年以内において5人を超えていること ④ 町との立地協定 ⑤ 法律その他の関係法令等に違反していないこと		① 雇用促進奨励金 ・新規地元雇用者について1人当たり1月2万円を乗じて得た額とする。ただし、1人につき36月以内1回限りとし、3年間の合計が1,000万円を限度 ② 企業立地助成金 ・用地又は工場等の取得費の3/10以内 限度額 3,000万円 ・用地又は工場等の年間賃借料の1/10以内 3年間 限度額1,000万円 ・情報サービス業施設は事務所、機器等の年間賃借料の5/10以内 3年間 限度額500万円 ・用地水路整備、出入り口までの専用道路整備、改造等の整備費の1/2、限度額1,000万円 ※ いずれか一つを選択				
		区分	指定地域等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種類	
錦江町	税の減免等	県税	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不特一課税(3年間) 地活地域：不特一課税(3年間)	事業減	
			三島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物の販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)			
			地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 半島地域：不特一課税 地活地域：不特一課税 促進地域：課税免除	不動産取得減	
			地域再生法施行促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報サービス業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)			
		町税	三島振興対策実施地域(町内全域)	工場、試験研究施設、情報サービス施設、農林水産物生産加工施設、認知業務施設及び観光、スポーツ、レジャー産業関連施設	2,000万円超	課税免除(3年間)	固定資産減	
			過疎地域(町内全域)	別荘のたおり				
南大隈町	補助金	<b>■南大隈町企業等立地促進条例</b> ① 用地取得後3年以内に操業開始 ② 設備投資額が2,000万円以上 ③ 新規地元雇用者数が操業開始後1年以内において10人を超えていること ④ 町との立地協定 ⑤ 法律その他の関係法令等に違反していないこと		① 工場等用地取得補助 ・補助率 工場の用地取得価額の30%以内 ② 雇用促進補助 ・補助額 新規地元雇用者数×5万円 【限度額】 ①+②の合計額2,000万円				
		区分	指定地域等 <sup>(※1)</sup>	対象業種 <sup>(※2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(※3)</sup>	課税免除等	種類	
	南大隈町	税の減免等	県税	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不特一課税(3年間) 地活地域：不特一課税(3年間)	事業減
				三島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物の販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)		
				地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(※4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 半島地域：不特一課税 地活地域：不特一課税 促進地域：課税免除	不動産取得減
				地域再生法施行促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報サービス業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)		
町税	三島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物の販売業	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)	不特一課税(3年間)	固定資産減			
	過疎地域(町内全域)	別荘のたおり						

市町村名	種別	要件	内容	種別					
肝付町	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象産業 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	種別		
		県税	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 半島地域：不特一課税(3年間) 地活地域：不特一課税(3年間)	事業減		
			留島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター	500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)				
			地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 半島地域：不特一課税 地活地域：不特一課税 促進区域：課税免除	不動産取得減		
		町税	地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上	不特一課税(3年間)	固定資産減		
			地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上	不特一課税(3年間)			
			地域再生法附帯促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)			
		中種子町	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象産業 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	種別
				県税	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 留島地域：課税免除(3年間) 地活地域：不特一課税(3年間)	事業減
					留島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)		
地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない				1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 留島地域：課税免除 地活地域：不特一課税 促進区域：課税免除	不動産取得減		
町税	地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>			業種は問わない	1,000万円以上	不特一課税(3年間)	固定資産減		
	地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>			業種は問わない	1,000万円以上	不特一課税(3年間)			
	地域再生法附帯促進法における促進区域(促進区域)			製造業、情報関連業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)			
南種子町	税の減免等			区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象産業 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	種別
				県税	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 留島地域：課税免除(3年間) 地活地域：不特一課税(3年間)	事業減
					留島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)		
		地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない		1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 留島地域：課税免除 地活地域：不特一課税 促進区域：課税免除	不動産取得減		
		町税	地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上	不特一課税(3年間)	固定資産減		
			地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上	不特一課税(3年間)			
			地域再生法附帯促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)			
		屋久島町	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象産業 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	種別
				県税	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 留島地域：課税免除(3年間) 地活地域：不特一課税(3年間)	事業減
					留島振興対策実施地域(町内全域)	製造業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)		
地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない				1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 留島地域：課税免除 地活地域：不特一課税 促進区域：課税免除	不動産取得減		
町税	地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>			業種は問わない	1,000万円以上	不特一課税(3年間)	固定資産減		
	地域再生法における地域活方向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>			業種は問わない	1,000万円以上	不特一課税(3年間)			
	地域再生法附帯促進法における促進区域(促進区域)			製造業、情報関連業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)	課税免除(3年間)			
大和村	助成金・奨励金			<p>■大和村企業誘致立地等促進条例</p> <p>① 設備投資額が1,000万円以上</p> <p>② 用地取得後3年以内の操業開始</p> <p>③ 村との立地協定</p> <p>④ 新規地元雇用者数が3人超</p> <p>⑤ 法律その他の関係法令等に違反していないこと</p>			<p>① 企業等用地取得助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 企業用地の取得に要した額の1/2以内</li> <li>・限度額 1,000万円</li> </ul> <p>② 企業施設設備奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 企業施設の設備投資額の1/2以内</li> <li>・限度額 2,000万円</li> </ul> <p>③ 雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金 新規地元雇用者数×20万円 (3年間助成)</li> </ul> <p>④ 緑化奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 緑化事業費に要した額の1/2以内</li> <li>・限度額 50万円</li> </ul>		

注1) 各市町村の指定地区等については、P.28(各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。  
 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P.4(限)、P.26(市町村税)をご覧ください。  
 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注4) 国税の減免等については、P.5をご覧ください。



市町村名	種別	要 件	内 容				
大和村	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額 <sup>(要件)</sup> <sup>(注3)</sup>	課税免除等	備 考
		単独	過疎地域(村内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 奄美地域：課税免除(3年間) 地活地域：不特定課税(3年間)	事業用
			奄美群島地域(村内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)		
			地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 奄美地域：課税免除 地活地域：不特定課税 保通地域：課税免除	不動産取得用
			地域未定長江保護法における促進区域(促進区域)	製造業、情報サービス業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)		
併設	奄美群島地域(村内全域)	製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)	課税免除(3年間)	固定資産用		
宇 検 村	助成金・奨励金	<p>■宇検村企業立地等促進条例</p> <p>① 用地取得後2年以内の操業開始</p> <p>② 設備投資額が500万円以上</p> <p>③ 新規地元雇用者数が操業開始後1年以内に3人超</p> <p>④ 村との立地協定</p> <p>⑤ 法律その他関係法令等に違反していないこと</p>		<p>① 企業等用地取得助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 企業用地の取得に要した額及び企業用地の改修又は造成に要した経費のうち村長が認めた額の3/10以内</li> <li>・限度額 500万円</li> </ul> <p>② 企業施設設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 企業施設の設備投資額の3/10以内</li> <li>・限度額 1,000万円</li> </ul> <p>③ 雇員促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額 新規地元雇用者数×10万円(1年間助成)</li> </ul> <p>④ 緑化奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 緑化事業に要した額の3/10以内</li> <li>・限度額 50万円</li> </ul>			
		区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額 <sup>(要件)</sup> <sup>(注3)</sup>	課税免除等	備 考
		単独	過疎地域(村内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 奄美地域：課税免除(3年間) 地活地域：不特定課税(3年間)	事業用
			奄美群島地域(村内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)		
			地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 奄美地域：課税免除 地活地域：不特定課税 保通地域：課税免除	不動産取得用
地域未定長江保護法における促進区域(促進区域)	製造業、情報サービス業、観光関連産業など		1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)				
併設	奄美群島地域(村内全域)	製造業、情報サービス業等	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)	課税免除(3年間)	固定資産用		
瀬戸内町	助成金・奨励金	<p>■瀬戸内町企業立地等促進条例</p> <p>① 用地取得後2年以内の操業開始</p> <p>② 設備投資額2,000万円以上(情報通信業は除く)</p> <p>③ 新規地元雇用者数が操業開始後1年以内に3人以上</p> <p>④ 町との立地協定</p> <p>⑤ 法律その他関係法令等に違反していないこと</p>		<p>① 企業等用地取得助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 企業用地の取得に要した額及び企業用地造成に要した経費のうち町長が認めた額の2/10以内</li> <li>・限度額 1,000万円</li> </ul> <p>② 企業施設設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 企業施設の設備投資額の2/10以内</li> <li>・限度額 1,000万円</li> </ul> <p>③ 雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額 新規地元雇用者数×45万円(但し6ヶ月以上雇用につき1回限り)</li> <li>(操業開始後3年における新規地元雇用者を対象とする。)</li> <li>(地域雇用開発助成金支給対象者数除く。)</li> </ul> <p>④ 緑化奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 緑化事業に要した額の2/10以内</li> <li>・限度額 100万円</li> </ul> <p>⑤ 情報サービス業に関する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所賃借料助成金 事業所の賃借に要した費用から敷金、福利金その他これらに類する諸経費を除いた額の5/10以内</li> <li>・通信回線使用料助成金 事業の用に供するため支払った通信回線にかかる使用料の2/10以内</li> <li>・研修助成金 新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限</li> <li>※ 交付限度額 500万円</li> </ul>			
		区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額 <sup>(要件)</sup> <sup>(注3)</sup>	課税免除等	備 考
		単独	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 奄美地域：課税免除(3年間) 地活地域：不特定課税(3年間)	事業用
			奄美群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)		
			地域再生法における地域活性化向上地域(地活地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 奄美地域：課税免除 地活地域：不特定課税 保通地域：課税免除	不動産取得用
地域未定長江保護法における促進区域(促進区域)	製造業、情報サービス業、観光関連産業など		1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)				
併設	奄美群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)	課税免除(3年間)	固定資産用		

市町村名	種別	要件	内容					
能郷町	補助金	<b>■能郷町工場等立地促進条例</b> ① 設備投資額2,000万円以上 ② 操業開始後1年以内に町内新規雇用5人超 ③ 用地取得後2年以内の操業開始 ④ 町との立地協定締結	① 土地の取得の1/10以内 ② 増加する新規地元雇用者（町内居住者又は雇用後1年以内に町内に居住することになった者）1人につき10万円 ①+②の限度額 1,000万円					
	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額（条件） <sup>注3)</sup>	課税免除等	種類	
		農地	遊休地帯（町内全地）	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	遊休地帯：課税免除（3年間） 農業地帯：課税免除（3年間） 地活地域：不特一課税（3年間）	事業税	
			農業集落集積地帯（町内全地）	製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	500万円以上 （資本金等5,000万円以下の法人）			
			地域再生法における地域活力向上地域（地活地域） <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上（資本金1億円超の法人は3,800万円以上）	遊休地帯：課税免除 農業地帯：課税免除 地活地域：不特一課税	不動産取得税	
地域再生法投資促進策における促進区域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 （農林水産関連業は5,000万円超）						
町税	農業集積地帯（町内全地）	製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	500万円以上 （資本金等5,000万円以下の法人）	課税免除（3年間）		固定資産税		
喜界町	助成金・奨励金	<b>■喜界町企業立地等促進条例</b> ① 用地取得後2年以内の操業開始 ② 設備投資額が2,000万円以上であること ただし、情報通信施設等を除く ③ 操業開始1年以内に新規地元雇用者が2人以上 ④ 町との立地協定の締結 ⑤ 法律その他の関係法令等に違反していないこと	① 企業用地取得助成金 ・助成率 取得等に要した額の10分の3 ・限度額 1,000万円 ② 企業施設設置奨励金 ・助成率 設置等に要した額の10分の3 ・限度額 1,000万円 ③ 雇用促進奨励金 ・新規地元雇用者×10万円（操業開始から3年間） ④ 事業所等賃借料助成金 ・情報通信施設等の設置のための賃借に要した額（敷金・借入金・その他これらに類する諸経費を除く）の10分の5（操業開始から3年間） ⑤ 通信回線使用料助成金 ・情報通信施設等の通信回線使用料の10分の5（操業開始から3年間） ⑥ 研修助成金 ・情報通信施設等において、新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、1人につき5万円（操業開始から3年間） ④⑤⑥については、1年間の合計で限度額500万円					
	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額（条件） <sup>注3)</sup>	課税免除等	種類	
		農地	遊休地帯（町内全地）	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	遊休地帯：課税免除（3年間） 農業地帯：課税免除（3年間） 地活地域：不特一課税（3年間）	事業税	
			農業集積地帯（町内全地）	製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業	500万円以上 （資本金等5,000万円以下の法人）			
			地域再生法における地域活力向上地域（地活地域） <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,200万円以上（資本金1億円超の法人は3,800万円以上）	遊休地帯：課税免除 農業地帯：課税免除 地活地域：不特一課税	不動産取得税	
地域再生法投資促進策における促進区域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 （農林水産関連業は5,000万円超）						
町税	農業集積地帯（町内全地）	製造業、情報サービス業等	500万円以上 （資本金等5,000万円以下の法人）	課税免除（3年間）		固定資産税		
徳之島町	助成金	<b>■徳之島町企業誘致条例</b> 企業の立地が町の振興及び経済活動の発展に寄与するものであり、規則に定める要件に該当する企業で、町長が認定した企業（認定企業）であること。	① 用地の斡旋・提供又は貸与 ② 道路・水道などの公共施設整備の推進 ③ その他必要な便宜・支援					
	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>注1)</sup>	対象業種 <sup>注2)</sup>	設備等の取得価額（条件） <sup>注3)</sup>	課税免除等	種類	
		農地	遊休地帯（町内全地）	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	遊休地帯：課税免除（3年間） 農業地帯：課税免除（3年間） 地活地域：不特一課税（3年間）	事業税	
			農業集積地帯（町内全地）	製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業	500万円以上 （資本金等5,000万円以下の法人）			
			地域再生法における地域活力向上地域（地活地域） <sup>注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上（資本金1億円超の法人は3,800万円以上）	遊休地帯：課税免除 農業地帯：課税免除 地活地域：不特一課税	不動産取得税	
地域再生法投資促進策における促進区域（促進区域）	製造業、情報関連業、観光関連業など	1億円超 （農林水産関連業は5,000万円超）						
町税	農業集積地帯（町内全地）	製造業、ソフトウェア業、情報関連業、情報サービス業、情報関連業、インターネット付随サービス業、コールセンター等	500万円以上 （資本金等5,000万円以下の法人）	課税免除（5年間）		固定資産税		
天城町	助成金	<b>■天城町工場等立地促進条例</b> ① 町との立地協定の締結 ② 用地取得後2年以内の操業開始 ③ 投資額 2,000万円以上 ④ 操業開始後1年以内に新規地元雇用5人以上	① 町長が工場等の用に供したと認める土地の取得額の1/10以内 ② 新規地元雇用者数に10万円を乗じて得た金額 【限度額】①②の合計で1,000万円					

注1) 各市町村の指定地区等については、P.28（各種法令の地域指定の状況）をご覧ください。  
 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額と要件の詳細については、P.4（県）、P.26（市町村税）をご覧ください。  
 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については地産局農林産業立地課までお問い合わせください。  
 注4) 回復の減免等については、P.5をご覧ください。



市町村名	種別	要件		内容				
		区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	備項	
天城町	税の減免等	県民	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 商業地域：課税免除(3年間) 地産地域：不特定課税(3年間)	事業減	
			商業群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)			
			地域再生法における地域活性化向上地域(地産地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,000万円以上)	過疎地域：課税免除 商業地域：課税免除 地産地域：不特定課税 促進地域：課税免除	不動産取得減	
			地域再生法附帯促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)			
		町民	商業群島地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)		課税免除(3年間)	固定資産減
伊仙町	税の減免等	■伊仙町企業誘致条例 企業の立地が町の振興及び経済活動の振興及び経済活動の発展に寄与するものであり、規則で定める要件に該当する企業で、町長が認定した企業(認定企業)であること。						
		県民	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 商業地域：課税免除(3年間) 地産地域：不特定課税(3年間)	事業減	
			商業群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)			
			地域再生法における地域活性化向上地域(地産地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,000万円以上)	過疎地域：課税免除 商業地域：課税免除 地産地域：不特定課税 促進地域：課税免除	不動産取得減	
			地域再生法附帯促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)			
町民	商業群島地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)		課税免除(3年間)	固定資産減		
和泊町	税の減免等	県民	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 商業地域：課税免除(3年間) 地産地域：不特定課税(3年間)	事業減	
			商業群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)			
			地域再生法における地域活性化向上地域(地産地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,000万円以上)	過疎地域：課税免除 商業地域：課税免除 地産地域：不特定課税 促進地域：課税免除	不動産取得減	
			地域再生法附帯促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連産業など	1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)			
		町民	商業群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等	500万円以下 (資本金等5,000万円以下の法人)		課税免除(3年間)	固定資産減
知名町	助成金・奨励金	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 用地取得又は賃貸借後2年以内営業開始</li> <li>② 設備投資額1,000万円以上</li> <li>③ 新規地元雇用者数が、営業開始後1年以内に3人以上</li> <li>④ 町と立地協定を締結し定める義務等が履行されていること</li> <li>⑤ 法律その他の関係法令等に違反していないこと</li> <li>⑥ 情報通信業は、②の規定は適用しない</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業等用地取得助成金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 企業が企業用地の取得に要した額及び、当該企業用地の造成に要した額に2/10</li> <li>・限度額 1,000万円</li> </ul> </li> <li>② 企業施設設置奨励金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率 企業施設の設備投資額に2/10</li> <li>・限度額 1,000万円</li> </ul> </li> <li>③ 雇用促進奨励金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額 町内に住所を有する新規雇用者数×年額10万円(但し、6ヵ月以上雇用につき1回限り)</li> <li>(営業開始後3年度までに雇用された者を支給対象とする)</li> <li>(地域雇用開発助成金支給対象は除く)</li> </ul> </li> <li>④ 事業所賃借料助成金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信施設等設置事業所が賃借に要した費用から敷金、控除金その他これらに類する経費を除いた額の5/10(但し、稼働開始の日から3年間に要した経費)</li> </ul> </li> <li>⑤ 通信回線使用料助成金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信施設等事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の5/10(但し、稼働開始の日から3年間に要した経費)</li> </ul> </li> <li>⑥ 研修助成金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信施設等において新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限(但し、営業開始の日から3年間に要した経費)</li> </ul> </li> </ol> <p>※ 研修等助成金の1年間の合計額は、500万円を限度とし、かつ、支給総額は1,500万円を上限</p>				
		県民	過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 商業地域：課税免除(3年間) 地産地域：不特定課税(3年間)	事業減	
商業群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業		500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)					
地域再生法における地域活性化向上地域(地産地域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない		1,000万円以上(資本金1億円超の法人は3,000万円以上)	過疎地域：課税免除 商業地域：課税免除 地産地域：不特定課税 促進地域：課税免除	不動産取得減			
地域再生法附帯促進法における促進区域(促進区域)	製造業、情報関連業、観光関連産業など		1億円超 (農林水産関連業は5,000万円超)					
町民	商業群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等	500万円以下 (資本金等5,000万円以下の法人)		課税免除(3年間)	固定資産減		

市町村名	種別	要件	内容				
与論町	助成等	■与論町企業誘致条例 企業の立地が当町の振興及び経済活動の発展に寄与するものであり、規則で定める要件に該当する企業で、町長が認定した企業（認定企業）であること。	①用地の斡旋・提供又は貸与 ②道路・水道などの公共施設整備の推進 ③その他の必要な便宜・支援				
	税の減免等	区分	指定地区等 <sup>(注1)</sup>	対象業種 <sup>(注2)</sup>	設備等の取得価額(要件) <sup>(注3)</sup>	課税免除等	備考
		過疎地域(町内全域)	製造業、農林水産物等販売業	2,700万円超	過疎地域：課税免除(3年間) 奄美地域：課税免除(3年間) 地活地域：不均一課税(3年間)	事業税	
		奄美群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)			
		地域再生法における地方活力向上地域(町内全域) <sup>(注4)</sup>	業種は問わない	1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	過疎地域：課税免除 奄美地域：課税免除 地活地域：不均一課税	不動産増徴税	
地域未来投資促進法における促進区域(奄美三島)	製造業、情報サービス業、観光関連業等	1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)					
町別	奄美群島地域(町内全域)	製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業	500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人)		課税免除(3年間)	固定資産税	

注1) 各市町村の指定地区等については、P28(各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。  
 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4(県)、P25(市町村税)をご覧ください。  
 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

## 2 税の減免等の措置

### 条例に基づく市町村税の課税免除・不均一課税等(法人用)

製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、市町村の条例の規定に基づき、固定資産税等について課税免除又は不均一課税等の適用が受けられます。市町村ごとの適用状況については、P28の表を参照してください。

税の種類	地域指定 <sup>(注1)</sup>	措置の種類	適用対象業種			要件	
			製造業	情報サービス業等 <sup>(注3)</sup>	その他	設備等の取得価額	
固定資産税 <sup>(注2)</sup>	過疎地域 <sup>(注6)(注10)(注11)</sup>	課税免除又は不均一課税	○			資本金等 5千万円以下の法人 5千万円超1億円以下の法人 1億円超の法人	500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上
				○		500万円以上	
	奄美群島地域 離島振興対策実施地域 <sup>(注6)</sup>	課税免除	○			資本金等 5千万円以下の法人 5千万円超1億円以下の法人 1億円超の法人	500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上
				○		500万円以上	
	半島振興対策実施地域 <sup>(注6)</sup>	不均一課税 <sup>(注7)</sup>	○			資本金等 1千万円以下の法人 1千万円超5千万円以下の法人 5千万円超の法人	500万円以上 <sup>(注12)</sup> 1,000万円以上 <sup>(注12)</sup> 2,000万円以上 <sup>(注12)</sup>
				○		500万円以上	
原子力発電施設等立地地域		○		○ <sup>(注4)</sup>	2,700万円超		
地域再生法における地方活力向上地域 <sup>(注4)</sup>			業種は問わない			1,900万円以上 資本金1億円超の法人は3,800万円以上	
地域未来投資促進法における促進区域 <sup>(注9)</sup>		課税免除	○	○	○ <sup>(注5)</sup>	土地、建物の取得価額の合計が1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)	

\*上記のほか、旅館業、飲食業、流通業、農林水産物販売業、研究開発施設等を対象としている市町村もあります。

注1) 市町村において課税免除等の条例を制定していることが要件です。  
 注2) 固定資産税の課税免除は3年間です。他に固定資産税の範囲内で奨励金措置を設けている市町村もあります。  
 注3) ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター  
 注4) 道路貨物運送業、倉庫業、コンパネ業、卸売業は雇用増が15人を超えることが要件です。  
 注5) 観光関連業など  
 注6) 地域内の市町村長が、一定の基準を満たす産業の振興に関する計画を作成し、関係大臣が指定した地区となっていることが要件です。  
 注7) 課税免除の措置を講じている市町村もあります。  
 注8) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注9) 県内全市町村が対象区域です。適用にあたっては「設備等の取得価額」以外の要件もありますので、鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。  
 注10) 適用期間の始期は、課税免除等の条例の施行と過疎地域特設的発展市町村計画が定められた日のいずれか遅い日(以下「当該始期」という)であり、令和3年4月1日から当該始期までの間に行われた課税免除又は不均一課税は本措置の対象とならない。  
 注11) 設備の「取得等」が令和3年4月1日から当該始期までの間に行われた場合であっても、課税免除又は不均一課税が当該始期以後に行われる場合は本措置の対象になる。  
 注12) 補助金等を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象



### 3 緑地面積率等の緩和

工場立地法の緑地面積率等を緩和する条例を制定している市町村の下記の区域内にある特定工場については、緑地面積率等が緩和されます。

#### ■ 市町村準則条例（地域未来投資促進法第9条）を制定している市町村

市町村名	種別	重点促進区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
鹿屋市	丙種区域	鹿屋内陸工業団地、田崎・下郷工業団地	1%以上	1%以上
出水市	乙種区域	沖田工業団地、松尾工業団地、大野原工業団地、平和工業団地、高尾野内陸工業団地、松ヶ迫工業団地、下名工業用地	5%以上	10%以上
指宿市	丙種区域	新西方工業団地	3%以上	5%以上
	乙種区域	山川新築町地区	5%以上	10%以上
西之表市	丙種区域	国上中学校跡地、現和中学校跡地、安納地区	1%以上	1%以上
薩摩川内市	丙種区域	湯町工業専用地域	3%以上	3%以上
霧島市	乙種区域	野口工業団地、山下工業団地、内工業団地、真栄工業団地、国分上小川工業団地、川内工業団地、清水工業団地	5%以上	10%以上
	丙種区域	国分上野原テクノパーク、第2岩坂工業団地、小田工業団地、鹿野島臨空団地、上ノ工業団地、久留味川工業団地、岩坂工業団地、崎山工業団地	3%以上	5%以上
いちき串木野市	甲種区域	北新田農村工業団地、六里農村工業団地、外戸団地、冠岳農村工業団地、洪水城工業用地、三井工業用地、八房工業用地、瀬島工業用地	10%以上	15%以上
	乙種区域	西薩中核工業団地	5%以上	10%以上
奄美市	乙種区域	太陽が丘工業団地	10%以上	15%以上
伊佐市	乙種区域	下殿工業団地、松峰工業団地、重畳地域、牛尾工業団地	10%以上	15%以上
さつま町	丙種区域	出原工業団地、倉内工業団地	3%以上	5%以上
大崎町	甲種区域	神領・益丸・永吉地区	10%以上	15%以上
中種子町	丙種区域	空港跡地、熊野干拓地、苦渡地区	1%以上	1%以上
南種子町	丙種区域	松原地区	1%以上	1%以上

#### ■ 市準則条例（工場立地法第4条の2）を制定している市

市名	種別	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
鹿屋市	第2種区域	準工業地域	10%以上	15%以上
	第3種区域	工業地域（鹿屋内陸工業団地を除く。）	5%以上	10%以上
	第4種区域	用途地域外（都市計画区域外を含む。）	5%以上	10%以上
阿久根市	第2種区域	準工業地域	10%以上	15%以上
	第3種区域	工業地域	5%以上	10%以上
	第4種区域	用途地域外（都市計画区域外を含む。）	5%以上	10%以上
薩摩川内市	第2種区域	準工業地域	10%以上	15%以上
	第3種区域	工業・工業専用地域	5%以上	10%以上
	第4種区域	用途地域外（都市計画区域外を含む。）	5%以上	10%以上
日置市	甲区域	準工業地域	10%以上	15%以上
	乙区域	工業地域	5%以上	10%以上
	丙区域	皆田工業団地、清藤工業団地、亀原工業団地、藤元工業団地	5%以上	10%以上
曾於市	甲区域	準工業地域	10%以上	15%以上
	乙区域	工業地域	5%以上	10%以上
	丙区域	用途地域外（都市計画区域外を含む。）	5%以上	10%以上
志布志市	第2種区域	準工業地域	10%以上	15%以上
	第3種区域	工業地域	5%以上	10%以上
	第4種区域	用途指定外地域全域（都市計画区域外を含む。）	5%以上	10%以上
南さつま市	第2種区域	準工業地域	10%以上	15%
	第3種区域	工業地域	5%以上	10%
	第4種区域	用途地域外（都市計画区域外を含む。）	5%以上	10%
南九州市	第2種区域	準工業地域	10%以上	15%以上
	第3種区域	工業地域	5%以上	10%以上
	第4種区域	用途地域外（都市計画区域外を含む。）	5%以上	10%以上
始良市	第2種区域	準工業地域	10%以上	15%以上
	第3種区域	工業地域	5%以上	10%以上
	第4種区域	用途地域外（都市計画区域外を含む。）	5%以上	10%以上

※ 工場立地法により、敷地面積9,000㎡以上（又は建築面積3,000㎡以上）の工場は、工場の周辺環境との調和を図るため、工場敷地面積の一定割合（25%以上）を緑地及び環境施設で占めることが全国一律に義務づけられています。

# 各種法令の地域指定の状況

(令和3年4月1日現在)

市町村名	過疎法	奄振法	半島法	離振法	原発立地法	地域再生法	市町村名	過疎法	奄振法	半島法	離振法	原発立地法	地域再生法	市町村名	過疎法	奄振法	半島法	離振法	原発立地法	地域再生法
旧市町村名							旧市町村名							旧市町村名						
鹿見島市						△	日進市			○			△	長島町	○					△
鹿見島町			△				東米町	●						東島町				△		
吉田町							伊集院町							長島町						
桜島町	★		○	△			吉島町	●						湧水町	○					△
喜入町			○				吹上町	●						大崎町	○	○				△
松元町			○				於市	○	○				△	東串良町	○	○				△
郡山町			○				留島						△	錦江町	○	○				△
鹿屋市			○			△	国分市							南大隅町	○	○				△
鹿屋町							溝辺町							肝付町	○	○				△
鎌北町	●						横川町	●						中種子町	○			○		△
串良町							牧園町	●						南種子町	○			○		△
吾平町	●						姦島町	●						屋久島町	○			○		△
枕崎町	○		○			△	生入町							大和村	○	○				△
阿久根市	○				○	△	福山町	●						宇換村	○	○				△
出水市						△	いちき串木野市	○	○				△	瀬戸内町	○	○				△
出水町					△		串木野市					○		福郷町	○	○				△
野田町							市来町							高嶺町	○	○				△
高尾野町							南さつま市	○	○			△		徳之島町	○	○				△
指宿市	○		○			△	志布志市	○	○			△		大城町	○	○				△
西之表市	○		○		○	△	奄美市	○	○			△		伊仙町	○	○				△
垂水市	○		○			△	南九州市	○	○			△		和泊町	○	○				△
薩摩川内市						△	伊佐市	○					△	知名町	○	○				△
川内市					○		始良市						△	与論町	○	○				△
樋脇町	●				○		加治木町													
入来町	●						始良町													
東郷町	●				○		蒲生町	●												
祁答院町	●						一島村	○			○									
里村	●				○	○	一島村	○			○									
トビ村	●				○	○	さつま町	○					△							
トビ村	●				○	○														
鹿島村	●				○	○														

※ 地域未来投資促進法については、全市町村が促進区域の対象となっています。

※ この表は地域指定の状況であり、市町村が条例等を制定している場合は課税免除等の税の減免措置があります。

(別表)

法律	対象業種	備考
過疎法 (過疎地域の特長的発展の支援に関する特別措置法)	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業	●印は、合併市町村で旧市町村の区域を過疎地域とみなし、課税免除の対象となる旧市町村。 ○印は、全区域が過疎地域である市町村で課税免除の対象となる市町村。 ★印は、過疎地域ではないが特定市町村の区域とみなして課税免除の対象となる旧市町村。
奄振法 (奄美群島振興開発特別措置法)	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業	市町村全域の指定 地域内の市町村長が一定の条件を満たす産業の振興に関する計画を策定し、関係大臣が指定する地区となっていることが必要。
半島法 (半島振興法)	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業	基本的には市町村全域の指定であるが、旧鹿児島市は東桜島地区のみの指定。(△で表示) 地域内の市町村長が一定の条件を満たす産業の振興に関する計画を策定し、関係大臣が指定する地区となっていることが必要。
離島振興法	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業	基本的には市町村全域の指定であるが、旧出水市は桂島、旧東町は獅子島、旧登島町は新島のみ指定。(△で表示) 地域内の市町村長が一定の条件を満たす産業の振興に関する計画を策定し、関係大臣が指定する地区となっていることが必要。
原発立地法 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、卸売業	市町村全域の指定
地域再生法	業種は問わない	市町村全域ではなく、宇・地帯で指定 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、認定事業者が計画認定日の翌日以後2年以内に対象設備を新設・増設することが要件。
地域未来投資促進法 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)	製造業、情報サービス業、観光業、 運送業など	県内全市町村が対象 国税・県税の免除については、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の知事承認のほか、先進社等について国からの承認を受けることが必要。 市町村税の免除については、平成31年4月1日現在、鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、口置市、曾於市、窪島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、始良市、大崎町、肝付町、中種子町、屋久島町において条例制定済。